意見招請案件リスト

コメント募集用フォーム：　　2026年11月18日掲載 意見招請コメント入力フォーム – フォームに記入する
【留意事項】
こちらに掲載している意見招請のコメント送信締切は、2026年12月3日 23:59（日本時間）です。
各案件の詳細内容（特記仕様書案等）は、本リストの後に掲載しています。
いただいたコメントおよびコメントに対する当機構の回答は、該当案件の公示時に掲載します。コメントへの個別回答はいたしません。
掲載している資料は案であり、いただいたコメント等を踏まえ、公示時に内容を変更する場合があります。
いただいたコメントについて、必ずしも公示内容への反映をお約束するものではありません。
意見招請へのコメント提出の有無は、当該案件の公示後の応募可否および選定評価には影響しません。

意見招請案件リスト

スキーム	公示予定日	調達管理番号	調達件名	担当部課	想定業務人月	履行期間（予定）	業務従事者の専門性（予定）	特にコメントを求める内容 ①業務内容や実施方法 ②履行期間・想定人月・業務従事者の専門性 ③応募を妨げる要因や項目	特にコメントを求める内容 （その他・詳細）	意見招請にかかる業務説明会の実施予定
業務実施契約	2027/1/13	26a00731	スリランカ国市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの全国展開及び拡大のための制度構築プロジェクト（CORE SHEP）	経済開発部農業・農村開発第一グループ	45.13人月	2027年03月03日～2030年02月28日	SHEPアプローチ、制度構築、園芸作物、研修計画	①業務内容や実施方法	1. 契約履行期間は2027年3月から2030年2月までの3年間を想定しています。効率的、効果的に活動を進めるために、契約履行期間を2期に分けた方が良いか、その場合どういった期間で分けるのが望ましいか。または期分けをしない方が良いか。 2. カウンターパート以外の教育機関とのSHEPアプローチ普及啓発活動における連携について、実施の上でJICAよりどのような支援が必要か 3. スリランカで実施予定のSHEP課題別研修在外補完研修支援業務について確認や提案事項はあるか	実施予定なし
業務実施契約	2027/1/13	26a00891	チュニジア国スファックス大都市圏水道事業効率改善計画策定プロジェクト	地球環境部水資源グループ	約63人月	2027年03月01日～2031年02月28日	上水道計画全般、水安全計画、無収水対策	その他	（1）本案件は、首都チュニスにあるSONEDE本部の関連部局が主たるC/Pとなりますが、対象エリアは南部のスファックス県になり、地理的に離れています。本案件で想定しているスファックスを管轄する南部支局も存在しますが、SONEDE本部の一部局の管轄支局となるため、SONEDE本部関連部局との連携と現場との調整が非常に重要になってくると考えております。つきましてはこのような状況下での実施に際し、実施体制等での留意点や想定されるリスクがあればご意見をお聞かせください。 （2）想定している再委託（M/P段階の環境社会配慮調査）及び社会・顧客調査）の範囲、サンプル数、及び実施方法について改善提案があればご意見をお聞かせください。また、その他、必要と思われる再委託があれば、ご意見をお聞かせください。 （3）2026年8月に実施した本案件の詳細計画策定調査の結果、ジェンダー主流化について、案件概要（案）「（8）環境社会配慮・貧困削減・社会開発　3」ジェンダー分類」に記載のとおりとしていますが、本案件においてジェンダー主流化を促進するためにプロジェクト活動において考慮・実施すべき点についてご意見・ご提案をお聞かせください。 （4）図の他、公示時点で追加的に明確化または開示が望ましい事項、仕様書（案）からは読み取りにくい実施上の制約リスクなどがあればご意見をお聞かせください。	実施予定なし
業務実施契約	2027/1/13	26a00946	ケニア国モンバサ郡におけるポートレイツ準郡病院救急診療ユニット整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）	無償資金協力部業務第三課	約15人月	2027年03月11日～2028年08月31日	保健医療、病院建設、医療機材	②履行期間・想定人月・業務従事者の専門性		実施予定なし
業務実施契約	2027/1/13	26a00992	フィリピン国トンネル建設・管理能力開発プロジェクト	社会基盤部運輸交通グループ	約54人月	2027年03月30日～2030年02月28日	トンネル事業計画立案、地質等調査、トンネル設計・施工監理	①業務内容や実施方法		実施予定なし
業務実施契約	2027/1/20	26a01000	セネガル国気候変動適応のための参加型灌漑管理強化プロジェクト	経済開発部農業・農村開発第二グループ	約38人月	2027年04月06日～2030年04月30日	食品安全管理、組織能力強化、食品検査、食品安全啓発	①業務内容や実施方法	1 本事業では、小規模灌漑施設の設計・施工・維持管理を包含した参加型灌漑管理（PIM）ガイドラインの策定を予定しています。ガイドラインは将来的にセネガル全国で活用されることを想定していますが、本事業で実施する調査及びパイロット活動は中部・南部の限られた地域を対象としています。限られた実証結果を全国展開可能なガイドラインへ反映するために有効と考えられる調査方法、分析手法、検証プロセス及び他ドナーとの連携方法についてご意見をお願いいたします。 2 事業では、小規模灌漑施設（塩害防止堤、雨水貯留堤等）のGISデータベース及びインベントリー整備を予定しています。事業終了後も実施機関であるDBRLAが継続的に更新・活用できる仕組みとするため、適切なプラットフォーム、データ管理方法、他ドナーとの情報共有手法及び運営体制についてご意見をお願いいたします。	実施予定なし

26a00731000000_スリランカ国市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの全国展開及び拡大のための制度構築プロジェクト（CORE SHEP）

特記仕様書案　一部抜粋

■　業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。
・　詳細計画策定調査実施時期：2026年6月
・　RD署名：2026年11月（予定）

■　本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの実施体制
実施機関は農業・畜産・土地・灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock, Land, and Irrigation: MOA）、農業局（Department of Agriculture: DOA）となり、プロジェクトオフィスはDOA内に設置される予定である。なお、スリランカでは各州政府の中に州政府農業省（Provincial Ministry of Agriculture）農業局（Provincial Department of Agriculture：PDOA）が設置されており、主な活動はDOAが5州のPDOAと連携しながら実施する。実施体制詳細はR/D別添 Implementation Structure参照。

（2）SHEP アプローチの制度化
本プロジェクトは、これまで実施された「SHEP & SSC プロジェクト」及び「SAFE プロジェクト」の成果、育成された人材及び開発済み研修教材を活用しつつ、SHEP アプローチの全国展開に向けた制度的枠組みの構築を支援するものである。また、農業普及サービスへの SHEP アプローチの統合、Agri+SHEP としての全国展開に向けた国家レベルのアクションプラン及び県レベルのアクションプランの策定・実施、並びに SHEP 関連活動への予算確保を通じて、同アプローチの制度化を推進する方針である。

（3）SHEP 全国展開に向けた人材育成体制の構築
本プロジェクトでSHEP アプローチの全国展開を支える持続的な人材育成体制を構築する予定であり、既存の SHEP マスタートレーナーを活用し、対象州において新たなマスタートレーナーの育成及び指導を行うとともに、既存マスタートレーナーをリードマスタートレーナーへと能力強化することで、中央・地方双方の実施能力向上を図る。これにより、SHEP アプローチの定着及び持続的な展開を促進する方針である。

（4）農業普及研修への SHEP アプローチの導入
農業・畜産・土地・灌漑省農業局（DOA）の普及研修センター（ETC）が実施する研修プログラムに SHEP アプローチを組み込むことで合意されており、また、普及員のみならず、中央・地方 DOA の関係職員を対象とした研修にも SHEP の理念及び手法を取り入れ、SHEP アプローチに対する理解促進と実践の拡大を図る方針である。

（5）対象地域と農民グループ、地域特性に応じた事業実施アプローチ
以下の通りプロジェクト対象地域として5州8県を予定している。対象地域の広域性を踏まえ、SHEP & SSC プロジェクトの既対象地域と新規対象地域で異なる実施アプロ

ーチを採用することを想定している。

- 既対象地域では、既存マスタートレーナーを中心とした SHEP アプローチの自立的な実施及び横展開を促進しつつ、一部活動について継続的な支援を行う。
- 一方、新規対象地域では、日本人専門家による重点的な技術支援及び能力強化支援を通じて、SHEP アプローチの導入・定着を図る。

プロジェクト期間に直接受益者としてMOA、DOA、5州のPDOAに所属する職員と普及関係者約500人を想定、最終受益者として約5,000農家を対象として想定している。各対象地域の気候、作物、作付け期を鑑みプロジェクト期間内の活動サイクルやスケジュールを適宜作成することが求められる。

	対象地域1 （既存）	対象地域2（新規）
中部州	マータレ県、ヌワラエリヤ県、	キャンディ県、
北中部州	アヌラーダプラ県、	
ウバ州	バドゥッラ県、モナラーガラ県、	
北西部州		クルネーガラ県、
南部州		ハンバントタ県、
直接受益者	案件開始後カウンターパートと協議し対象者を決定する。 SHEP&SSCプロジェクトでの研修対象者は普行政官・普及員、民間企業職員等162名。	案件開始後カウンターパートと協議し対象者を決定する。
最終受益者	SHEP&SSCプロジェクト対象州・県であった、北中部州アヌラーダプラ県、中部州マータレ県、ヌワラエリヤ県、ウバ州バドゥッラ県、モナラーガラ県においては、これまで育成された人材や活動基盤を活用してSHEP 活動の自立的な実施・拡大を図る。本案件での対象農家数は案件開始後にカウンターパートと協議の上対象グループを選定する。なお、SHEP&SSC対象農家グループ数や農家数は以下の通り。 ・ 直接対象グループ：43 グループ 1100 農家、 ・ 間接対象グループ：38 グループ 517 農家	新規対象州・県であり、SHEP アプローチを新たに導入する地域。園芸作物生産のポテンシャルが高いことから選定された。案件開始後にカウンターパートと協議の上対象グループを選定する。

（6）導入する技術

SHEP 活動を通じて導入する技術は、栽培技術、病害虫管理、GAP、品質向上、加工・付加価値化及び気候変動・災害に強い農業技術等を対象としつつ、全ての農家グループへ一律に適用するのではなく、各農家グループの課題及びニーズに応じて選択・導入する。

(7)対象州以外の地域へのアプローチと参画促進
将来的な SHEP アプローチの全国展開を見据え、対象州以外の州についても、ワークショップやセミナー等の関連活動への参加を通じてSHEP アプローチに関する理解の促進及び全国展開に向けた基盤形成を図る。

(8)教育機関との連携
農業普及分野等の研究者、大学生及び農業学校（DOA 傘下）の学生を対象としたSHEPアプローチの普及啓発活動を実施する。これにより、エビデンスに基づく政策形成や SHEP アプローチに関する研究の促進が期待される。

(9)ジェンダーへの配慮
本プロジェクトにおいて以下の視点・要素を踏まえ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに貢献する活動が実施されるように留意する。
- SHEP 研修プログラムの中に、リードマスタートレーナー、マスタートレーナー、普及員および農家を対象としたジェンダー主流化(Gender Mainstreaming)に関するモジュールを組み込む。
- SHEP 活動への夫婦双方の参加を促進し、農業生産および販売活動に関する共同意思決定を奨励する。
- プロジェクト対象地域において、対象農家および普及員の双方について、女性と男性が均等に参画できるよう確保する。
- SHEP 活動における女性の参加状況および夫婦間の共同意思決定の状況について、モニタリングおよび評価を実施する。

(10)課題別研修に参加する人選への助言
JICAが実施する課題別研修、市場志向型農業振興(本邦研修およびスリランカにおける在外補完研修)にプロジェクト実施関係機関から関係者に参加をしてもらい人材育成を行う計画である。ついては、JICAスリランカ事務所と協議しつつ、適切な人選がなされるよう助言する。また、参加者がプロジェクトの直接的な関係者の場合、専門家はインセプションレポートやアクションプラン作成の助言を行うことを推奨する。研修参加人数については、適宜経済開発部に相談する。また、別途実施される予定の市場志向型農業振興オンライン研修についても、希望者がいる場合は適切な人選が行われるよう支援を行うことが望まれる。

(11)課題別研修　市場志向型農業振興アジアA・B(在外補完研修)実施支援
上記課題別研修(本邦研修)に参加した研修員を主な対象として、スリランカでの在外補完研修を2027～2029年度に予定である。参加者は毎年度30~40名程度を想定しており、経済開発部やJICAスリランカ事務所と連携し現地での研修準備と実施支援を行う。
現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	在外補完別研修（スリランカ）
実施回数	1回/年
対象者	課題別研修(本邦)市場志向型農業振興アジアA・B参加者
参加者数	30~40名/回

開催期間	5日程度/回
実施場所	スリランカ国キャンディ等(予定)
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

2. 業務の内容

本業務にかかる事項

(1)プロジェクトの活動に関する業務

成果1に関する活動

成果1:SHEPの全国展開のための制度の基盤が構築される。

<制度構築のための活動>

1-1. スリランカの現行の農業普及システムについて調査する。

1-2. SHEPアプローチを制度化するための具体的な戦略を特定する。

1-3. SHEPアプローチを取り入れた国家農業普及戦略の案を作成する。

1-4. SHEPの全国展開のための国家アクションプランとしてAgri+ SHEPを作成。

<全国展開のための活動>

1-5. 農業局普及・研修センター(ETC)が提供する研修プログラムにSHEPアプローチを取り入れるため、研修プログラムについて調査する。

1-6. ETCがSHEPアプローチを研修カリキュラムに組み込むよう支援する。

1-7. TOT及び農家向け研修用の既存のSHEP研修教材を見直し、改訂する。

1-8. 農業普及に携わる研究者、学部生、農業学校の学生を対象に、SHEPアプローチに関する啓発プログラムを実施する。

1-9. さまざまな地域の対象農家による相互学習訪問を企画・実施する。

1-10. SHEPアプローチの活用から得られた優良事例や教訓を取りまとめ、より幅広い層と共有するためのセミナーを開催する。

成果2に関する活動

成果2:SHEPアプローチにかかる高度人材育成の仕組みが確立される。

2-1. SHEPリードマスタートレーナー及びマスタートレーナーのTOR案を作成する。

2-2. SHEPリードマスタートレーナー及びマスタートレーナーの選考基準を作成・明確化する。

2-3. SHEPマスタートレーナーの中からリードトレーナーを選考する。

2-4. SHEPリードマスタートレーナーの再研修を実施する。

2-5. 新規SHEPマスタートレーナーの研修に使用するSHEP研修カリキュラムと教材を改訂する。

2-6. 新規SHEPマスタートレーナー対象の研修を実施する。

成果3に関する活動

成果3:SHEP & SSCプロジェクトの対象地域においてSHEP活動が自立的に実施され、拡大される。

(成果3:SHEP & SSCプロジェクト対象州・県)

3-1. SHEP & SSCプロジェクトの対象州・県におけるSHEPアクションプランの実

施状況を調査する。
3-2. SHEP & SSCプロジェクトの対象でSHEPアクションプランを作成していない州農業局（PDOA）に対し、SHEPアクションプランの作成および予算の確保に向けた支援を行う。
3-3. SHEP&SSCプロジェクトの対象の州農業局（PDOA）に対し、すでに策定済みの県SHEPアクションプランの実施を支援し、活動を継続するよう支援を行う。
3-4. SHEP農家グループのエンパワーメントを支援する。
3-5. プロジェクトが直接支援を行っていないSHEP活動からの優良事例と教訓を取りまとめる。SHEP農家グループを支援する。

成果4に関する活動
成果4：新規対象州・県において、SHEP活動が導入・実施される。
4-1. プロジェクト対象地区（Division）を選定する。
4-2. マスタートレーナーによって、農業普及員のSHEP研修を実施する。
4-3. 対象農家及び農家グループを選考する。
4-4. 農業普及員が選考された農家グループと共にSHEPアプローチを実施する。
4-5. SHEPアプローチの実施にあたり、農業普及員や農家をモニタリングし、技術支援を行う。
4-6. 農業普及員や農家に対し、農家のニーズに基づき、付加価値の創出や害虫防除対策、自然災害に強い作物の選定を促進するための技術支援を行う。
4-7. SHEP農家グループのエンパワーメントを支援する。
4-8. 州農業局（PDOA）が、各県のSHEP行動計画を策定し、予算を確保できるよう支援する。
4-9. プロジェクトが直接支援を行っているSHEP活動からの優良事例と教訓を取りまとめる。

（2）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

☐ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

（3）その他

① ベースライン調査

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て

指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

② インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

☐ 本業務では以下の対応を行う。

③ C/P のキャパシティアセスメント

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、リードマスタートレーナー、マスタートレーナー、普及員を対象とし、SHEP アプローチにかかる普及技術能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

④ エンドライン調査

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑤ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

☐ 本業務では以下の対応を行う。

⑥ ジェンダー主流化に資する活動

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。
- 対象受益者の間で、農民グループの会合への女性の参加が限定的であることや、農業経営世帯内における共同意思決定が十分に行われていないことなどのジェンダーに関する課題に対して、①SHEP マスタートレーナー、農業普及員、 農家向け SHEP 研修の中でのジェンダー主流化研修の実施、②SHEP 活動への夫婦双方の参加促進ならびに、農業生産活動および販売活動に関する共同意思決定の奨励、③プロジェクト活動に参加する農家や農業普及員について男女均等な参加の確保、④SHEP 活動における女性の参加状況および共同意思決定の実施状況をモニタリングし、SHEP 活動への女性農家の参加を通じて、家庭における意思決定への参画など女性のエンパワーメントを促進するため。

3. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワークプラン	6カ月毎	英語	電子データ	-
半期報告・レビュー報告書	6カ月毎	日本語 英語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末	日本語	電子データ	-
事業完了報告書	契約履行期限末	日本語 英語	製本 CDR 製本 CDR	各3部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者

に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

共通仕様書第6条(公示時に添付予定)に記された内容を含めて作成する。

(2)ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
⑤ PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画(WBS：Work Breakdown Structure 等の活用)
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

(3)半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4)業務完了報告書

① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
② 活動内容(PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動計画(業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

(ア)PDM(最新版、変遷経緯)
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料

（エ）人員計画（最終版）
（オ）研修員受入れ実績
（カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
（キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
（ク）合同調整委員会議事録等
（ケ）その他活動実績

（5）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

■ 技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

■ コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（3）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（4）活動に関する写真

4. 再委託

☐ 本業務では、再委託を想定していない。
☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。
再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	エンドライン調査	プロジェクトの開始直後及び終了時期の現状把握・効果発現状況の確認等を行うための調査	1回	

別紙1

案件概要表（案）

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）

案件名：

（和名）市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの全国展開及び拡大のための制度構築プロジェクト（CORE SHEP）

（英名）The Project for Establishing a Framework for Countrywide Rollout and Expansion of the Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion（CORE SHEP）

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカはインド洋に位置する人口約2,192万人（世界銀行，2024年）の島国である。一人当たりGNIは4,670米ドル（世界銀行，2025年）であり、高中所得国に分類される。スリランカの労働人口に占める農業従事者の割合は26.5%（スリランカ統計局，2024年）であるものの、GDPに占める農林水産業の割合は8.3%（世界銀行，2024年）となっている。また、所得分配の地域格差が顕著であり、西部州でGDPの48%（スリランカ中央銀行，2023年）を占めている。地域格差の是正及び地域経済の安定化の観点からは、地方部の主要産業である農業セクターの商業的な転換が重要であり、農業生産性の向上と農家の生計向上が依然として重要な課題である。加えて、2022年の経済危機以降、輸入農業資材の価格高騰、消費者の節約志向による需要の減少等、新たな課題にも直面している。スリランカ政府は2022年に策定した「国家農業政策：National Agriculture Policy（NAP：2022）」において、生産性の向上、バリューチェーン開発、持続可能な資源管理及び農家の生計向上を重点目標として掲げている。本事業は、市場志向型農業振興を通じた農業生産性及び農家所得の向上を図るものであり、これらの農業政策及び開発計画に合致する。

本事業では、技術協力プロジェクト「サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」（SHEP&SSCプロジェクト：2021年7月～2026年3月）等を通じて導入・実践されてきた、市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの成果と教訓を活用する。先行案件においては、農家が市場ニーズを踏まえて作物選択や栽培計画を検討する行動様式の定着や、それを支える普及員・マスタートレーナーの育成、研修体系や教材の整備など、現場レベルでの有効性が確認されている。

また、技術協力プロジェクト「農薬・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト」（SAFEプロジェクト：2020年3月～2026年3月）との連携を通じ、適正な投入資材管理やGAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）の考え方をSHEPアプローチと組み合わせた農家指導・普及活動が進められ、農家の営農行動の質的向上や普及内容の一体化が図られてきた。これらの取組は、スリランカ政府関係機関からも、農家の主体性を高め、所得向上に資する有効な手法として評価されている。一方、これまでの成果は主として一部の対象地域やモデル的な取組に蓄積されており、SHEPアプローチをスリランカ全土へ展開していくためには、普及活動の制度化、州・県間での実施能力の

差への対応、ならびに政策・戦略レベルでの整理といった、次の発展段階に向けた対応が求められている。本事業では、先行案件の成果を基礎として、農家の栽培技術の不足や限られた市場へのアクセスといった課題に引き続き対応しつつ、SHEPアプローチを全国展開するために必要な政策および戦略の策定を行う。また、その実現に向けて、州内・県内レベルでの展開活動を実施し、先行案件で確認された有効な取組の定着と自走化を図ることを目的とする。

（2）スリランカに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針（2025年1月）において、重点分野の一つとして「持続的な経済成長のための財政・構造改革や経済基盤の強化」が掲げられている。この中で、農村部において、主要産業である農漁業分野を中心に、地域の成長を支える産業の振興・多角化を促進することを明記しており、本事業はこれに資する。

JICAグローバル・アジェンダ「5. 農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において、小規模農家も参加・裨益する包摂的なフード・バリューチェーンを構築し、農業・関連産業を振興することをめざしている。本事業では中小規模農家を対象にSHEPアプローチの実施を促進することで上記目標に貢献する。

本事業ではSHEPアプローチの実施によって中小規模農家の生計改善や、女性農家のSHEP活動への参加を通じて、農業経営や家計に関する知識・情報を獲得し、収入創出への貢献や発言力の向上が期待される。その結果、栽培計画や家計支出等に係る家庭内の意思決定への参画など女性のエンパワーメントが期待される。SDGsゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール5「ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化達成」に貢献する。

また、本事業は市場ニーズに合わせた栽培作物の多様化により、気候変動に伴う気温や降水量の変更等のリスクにも対応できるようになり、スリランカ政府が掲げる「国家適応計画：National Adaptation Plan（NAP：2016-2025）」と整合する。

（3）他の援助機関の対応

UNDP（United Nations Development Programme：国際連合開発計画）が「乾燥地帯の小規模農家の気候変動や極端気象に対するレジリエンスの強化プロジェクト」（Strengthening the Resilience of Smallholder Farmers in the Dry Zone to Climate Variability and Extreme Events：2017年～2024年）を実施していた。2024年、この一環として北部州で実施されたSHEPの講師養成研修（TOT）に、SHEP&SSCプロジェクトからマスタートレーナー3名が講師として参加した。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、中部州キャンディ県、マータレ県、ヌワラエリヤ県、北西部州クルネーガラ県、南部州ハンバントタ県、北中部州アヌラーダプラ県、ウバ州バドゥッラ県、モナラーガラ県において、SHEPの全国展開のための制度の基盤構築、SHEPアプローチにかかる高度人材育成の仕組みの確立、既存対象地域におけるSHEP活動の自立的に実施と拡大、新規対象地域におけるSHEP活動の導入・実施を行うことにより、スリランカ全国におけるSHEPの展開のための制度構築を図り、もってSHEPアプローチがスリランカ全国

で実施されることに寄与するもの。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名
新規対象州・県：中部州キャンディ県、北西部州クルネーガラ県、南部州ハンバントタ県
SHEP&SSCプロジェクト対象州・県：北中部州アヌラダプラ県、中部州マータレ県、ヌワラエリヤ県、ウバ州バドゥッラ県、モナラーガラ県

SHEP&SSCプロジェクトの対象地域では、これまで育成された人材や活動基盤を活用してSHEP活動の自立的な実施・拡大を図る地域として位置付けられている。一方、新規対象州・県は、SHEPアプローチを新たに導入する地域であり、園芸作物生産のポテンシャルが高いことから選定された。本プロジェクトでは、新規対象州・県へのSHEPの導入・定着と、SHEP&SSCプロジェクト対象州・県における自立的な横展開により、全国展開に向けた基盤構築を目指す。

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）
- 直接受益者：農業・畜産・土地・灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock, Land, and Irrigation: MOA）、農業・畜産・土地・灌漑省農業局（Department of Agriculture: DOA）、州農業局（Provincial Department of Agriculture: PDOA）の管理職員、農業普及員約500人
- 最終受益者：対象5州の中小規模農家約5,000農家（0.1ha -2ha の農地規模の農家）

（4） 総事業費（日本側）：3.00 億円

（5） 事業実施期間
2027年3月から2030年2月を予定（計36ヵ月）

（6） 事業実施体制
実施機関：農業・畜産・土地・灌漑省農業局（DOA）
協力機関：すべての対象州の州農業局（PDOA）
農業局（DOA）がSHEPアプローチの制度化及び全国展開を主導し、州農業局（PDOA）が各州・県における農業普及活動を通じてSHEPアプローチの現場への拡大を担う。

（7） 投入（インプット）
1） 日本側
① 専門家派遣（合計約 45.13M/M）：チーフアドバイザー、SHEP アプローチ、制度構築、園芸作物、ジェンダー、研修計画、業務調整等
② 研修員受け入れ：農業・農村開発分野の本邦研修及び第三国研修
③ 機材供与：プロジェクト車両 1 台

2）スリランカ国側
① カウンターパートの配置
② プロジェクト事務所用スペース及び水道光熱費
③ 現地活動費

（8）　他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

SHEP&SSCプロジェクト（2021年7月～2026年3月）において一部地域でSHEPアプローチを導入・実践した。SAFEプロジェクト（2020年3月～2026年3月）では適正な投入資材管理やGAPの考え方を導入した。本事業の実施にあたりこれら先行事業の成果と教訓を活用する。

2）他の開発協力機関等の活動

2026年4月、日本政府は、日本補正予算を通じて、UNDPの「ネットゼロ、ネイチャーポジティブな酪農：エネルギー転換および自然を活用した解決策による気候スマート酪農バリューチェーンの構築プロジェクト」（Net-Zero, Nature-Positive Dairy – Climate-Smart Dairy Value Chains through Energy Transition & Nature-Based Solutions）への支援を発表した。このプロジェクトは、包摂的なグリーンテクノロジー、持続可能な農業手法、市場志向型ソリューションを統合した気候スマート酪農エコシステムの構築を通じて、温室効果ガス排出の削減、酪農生産性の向上、脆弱な地域社会の適応能力の強化を目指す。北部州キリノッチ及び中部州ヌワラエリヤといった気候変動の影響を受けやすい地域の中小規模農家を対象とする。

UNDP事業とJICA事業の対象地域の重複を避けると同時に、UNDP事業におけるSHEPアプローチの組み込みを促進するため、SHEP &SSCプロジェクトと同様に、必要に応じてJICA事業からマスタートレーナーを派遣して農業普及員のTOTを実施することを検討する。これにより、UNDP事業における市場志向型農業の推進及び農家所得向上への貢献が期待されるとともに、JICA事業においても対象地域外でのSHEPアプローチの普及、人材育成及び実践経験の蓄積が促進され、全国展開に寄与することが期待される。

（9）　環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

① カテゴリ分類　C

② カテゴリ分類の根拠　本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）横断的事項：

気候変動対策（適応策）については、市場ニーズに合わせた栽培作物の多様化により、自然災害による被害リスクを分散させることができる。また、農家が栽培計画を作成・実施することにより、作物の収量の安定化が見込まれ、気候変動に対するレジリエンス強化が見込まれる。さらに、技術力・経済力が比較的高い農家に対しては、施設栽培を推進する技術支援を行う可能性があり、気候変動への適応力向上への貢献が見込まれることから、同国のパリ協定に基づく、「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

また、気候変動対策（緩和）については、本事業を通じて農家の生産性向上や収穫後損失の低減が図られることで、農業生産に伴う資源利用の効率化に寄与する他、市場志向型農業の推進を通じて、農家による土壌・水資源等の持続可能な管理や多様な作物の生産が促進されることで、生物多様性保全への貢献も期待される。

3)ジェンダー分類:
【ジェンダー案件】GI(S)ジェンダー活動統合案件
＜分類理由＞
対象受益者の間で、農民グループの会合への女性の参加が限定的であることや、農業経営世帯内における共同意思決定が十分に行われていないことなどのジェンダーに関する課題に対して、①SHEPマスタートレーナー、農業普及員、 農家向けSHEP研修の中でのジェンダー主流化研修の実施、②SHEP活動への夫婦双方の参加促進ならびに、農業生産活動および販売活動に関する共同意思決定の奨励、③プロジェクト活動に参加する農家や農業普及員について男女均等な参加の確保、④SHEP活動における女性の参加状況および共同意思決定の実施状況をモニタリングし、SHEP活動への女性農家の参加を通じて、家庭における意思決定への参画など女性のエンパワーメントを促進するため。

（10） その他特記事項
特になし

4. 事業の枠組み
(1)上位目標:SHEPアプローチがスリランカ国内に展開される。
指標及び目標値:
1. SHEP アプローチを取り入れた国家農業普及戦略が、MOA によって承認される。
2. プロジェクト対象外の州・県のうち、XX 以上の州及び X 以上の県で、農業普及指導において SHEP アプローチを導入している。
3. スリランカの主要な園芸作物栽培地域において、SHEP アプローチが XX の農家グループ及び XX 人の農家によって採用されている。
4. スリランカにおいて SHEP マスタートレーナーが YY 人以上いる。

(2)プロジェクト目標:スリランカ全国におけるSHEPの展開のための制度が構築される。
指標及び目標値:
1. SHEP アプローチを取り入れたスリランカの農業普及戦略の案が作成される。
2. 国及び州レベルにおいて、SHEP 実施のための予算が割り当てられる。

(3)成果:
成果1:SHEPの全国展開のための制度の基盤が構築される。
成果2:SHEPアプローチにかかる高度人材育成の仕組みが確立される。
成果3:SHEP ＆ SSCプロジェクトの対象地域においてSHEP活動が自立的に実施され、拡大される。
成果4:新規対象州・県において、SHEP活動が導入・実施される。

(4)主な活動:
（成果1）
＜制度構築のための活動＞
1-1. スリランカの現行の農業普及システムについて調査する。

1-2. SHEPアプローチを制度化するための具体的な戦略を特定する。
1-3. SHEPアプローチを取り入れた国家農業普及戦略の案を作成する。
1-4. SHEPの全国展開のための国家アクションプランとしてAgri+ SHEPを作成。
<全国展開のための活動>
1-5. 農業局普及・研修センター（ETC）が提供する研修プログラムに
SHEPアプローチを取り入れるため、研修プログラムについて調査する。
1-6. ETCがSHEPアプローチを研修カリキュラムに組み込むよう支援する。
1-7. TOT及び農家向け研修用の既存のSHEP研修教材を見直し、改訂する。
1-8. 農業普及に携わる研究者、学部生、農業学校の学生を対象に、
SHEPアプローチに関する啓発プログラムを実施する。
1-9. さまざまな地域の対象農家による相互学習訪問を企画・実施する。
1-10. SHEPアプローチの活用から得られた優良事例や教訓を取りまとめ、
より幅広い層と共有するためのセミナーを開催する。

（成果2）
2-1. SHEPリードマスタートレーナー及びマスタートレーナーのTOR案を作成する。
2-2. SHEPリードマスタートレーナー及びマスタートレーナーの選考基準を作成・明確化する。
2-3. SHEPマスタートレーナーの中からリードトレーナーを選考する。
2-4. SHEPリードマスタートレーナーの再研修を実施する。
2-5. 新規SHEPマスタートレーナーの研修に使用するSHEP研修カリキュラムと教材を改訂する。
2-6. 新規SHEPマスタートレーナー対象の研修を実施する。

（成果3：SHEP & SSCプロジェクト対象州・県）
3-1. SHEP & SSCプロジェクトの対象州・県におけるSHEPアクションプランの実施状況を調査する。
3-2. SHEP & SSCプロジェクトの対象でSHEPアクションプランを作成していない州農業局（PDOA）に対し、SHEPアクションプランの作成および予算の確保に向けた支援を行う。
3-3. SHEP&SSCプロジェクトの対象の州農業局（PDOA）に対し、すでに策定済みの県SHEPアクションプランの実施を支援し、活動を継続するよう支援を行う。
3-4. SHEP農家グループのエンパワーメントを支援する。
3-5. プロジェクトが直接支援を行っていないSHEP活動からの優良事例と教訓を取りまとめる。SHEP農家グループを支援する。

（成果4：新規対象州・県）
4-1. プロジェクト対象地区（Division）を選定する。
4-2. マスタートレーナーによって、農業普及員のSHEP研修を実施する。
4-3. 対象農家及び農家グループを選考する。
4-4. 農業普及員が選考された農家グループと共にSHEPアプローチを実施する。
4-5. SHEPアプローチの実施にあたり、農業普及員や農家をモニタリングし、技術支援を行う。
4-6. 農業普及員や農家に対し、農家のニーズに基づき、付加価値の創出や害虫防除

対策、自然災害に強い作物の選定を促進するための技術支援を行う。
4-7. SHEP農家グループのエンパワーメントを支援する。
4-8. 州農業局（PDOA）が、各県のSHEP行動計画を策定し、予算を確保できるよう支援する。
4-9. プロジェクトが直接支援を行っているSHEP活動からの優良事例と教訓を取りまとめる。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件
プロジェクト実施のための人材と予算が割り当てられる。

（2）外部条件
実施機関及び協力機関において大きな人事異動がない。
プロジェクト対象地域における治安状況が安定している。
スリランカの農業政策に大きな変更がない。
異常気象や大規模な災害が発生しない。
国内の経済情勢が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

スリランカ国「農薬・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト（SAFE）」及び「サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト（SHEP＆SSC）」の教訓では、事業成果の持続的な定着・普及のためには、事業実施中から関係機関による実施体制の構築、人材育成の仕組みづくり、教材・マニュアル整備、制度化及び予算化を進めることが重要であることが確認された。本事業では、SHEPアプローチを農業普及の一部として制度化する案件となることから、事業終了後の継続的な実践・展開が停滞しないよう、事業実施段階から関係機関による実施体制の構築、TOTや教材整備を通じた能力強化、マスタートレーナー及び普及員を活用した普及体制の整備並びに制度化・予算化の推進を行うことをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、スリランカの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針等に合致し、SDGsゴール1（あらゆる形態の貧困の撲滅）、ゴール2（飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進）、ゴール5（ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化）およびゴール8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）、ゴール13（気候変動対策）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。

（2） 今後の評価スケジュール
事業完了時 事後評価

以上

第２章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026 年 8 月
・R/D 署名：2026 年 11 月●日

☒別紙●「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）本マスタープランの位置づけ及び活用方針[1]

[1] 本 M/P は SONEDE との共同作業により策定するが、C/P の人員・業務負担に配慮しつつ、計画策定と能力強化を両立させる必要がある。このため、OJT 等の実施方法、習得状況の確認及び組織内で知見を共有・定着させる工夫を提案する。

１）共同策定、オーナーシップ及び能力強化

本マスタープラン（以下「M/P」という。）は、受注者が単独で策定するものではなく、SONEDE との共同作業により策定する。

受注者は、SONEDE の主体的な参画を促し、共同作業及び OJT を通じて計画策定・実施能力の強化を図る。これにより、M/P を SONEDE 自身の業務及び事業運営に活用される実効性のある計画として策定する。

２）先方政府の意向及び上位計画との整合

既存の上水道 M/P である「スファックス大都市圏送配水マスタープラン」が 30 年間の計画としていることから、SONEDE との協議の下、本 M/P に関しても 2060 年を目標年次として設定した。チュニジア政府の上位計画である「水戦略 2050」[2]は、チュニジアの水セクター全体を対象として 2050 年を目標年次とする長期国家戦略であり、本 M/P の上位計画にあたる。そのため、本 M/P の目標年次は 2060 年となっているものの、「水戦略 2050」の考えに基づき作成する。2050 年から 2060 年の 10 年間に関しては策定時の想定で策定することについて、改めて SONEDE と認識を共有し、作業を進める。

３）M/P の活用を担保する方策[3]

M/P を SONEDE 自身の計画として位置づけるため、策定初期から意思決定者及び実務担当者の参画を確保する。M/P 担当部局はチュニスにある SONEDE 本部調査局が担当となるが、対象地域はスファックス県となり地理的に離れていることから留意が必要である。

また、SONEDE 及びチュニジア政府内の承認手続、予算化、事業実施、進捗管理及び計画改定の仕組みを確認し、M/P の実施及び継続的な活用に必要な体制を整理する。

「スファックス大都市圏送配水マスタープラン」（目標年次 2032 年）が存在しているが、策定後、一度も改訂が行われていない。気候変動の影響によるチュニジア国内の水資源の減少に伴い、当時は計画に含まれていなかった海水淡水化施設が建設されたこともあり、計画と実態がそぐわない状況が生じている。したがって本事業においては、社会的・自然的変化に伴う水需給バランスや提案された事業の進捗を踏まえて、状況に応じて見直しが必要である点について SONEDE と共通認識を持ち、SONEDE 自身で見直し作業ができるように理解を促していく。

（２）JICA グローバル・アジェンダ／クラスター事業戦略における位置づけ

本事業は、JICA グローバル・アジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に位置づけられる。本クラスター事業戦略は、

[2] 正式文書名は「Vision et de la Stratégie du Secteur de l'Eau à l'Horizon 2050 pour la Tunisie」。チュニジアの水セクター全体を対象として 2050 年を目標年次とする長期国家戦略。

[3] 活用される M/P 策定のための実施体制・方法について提案する。

水道事業体のサービス向上と拡張によって水道料金収入を増やし、借入等による自立的な資金調達が可能な状態を目指すとしており、本事業はこの戦略に則って SONEDE を支援するものである。SONEDE の現状に応じ、本事業を通じた協力シナリオを具体化する。

またクラスター事業戦略の指標について、SONEDE が保有するデータの有無、定義及び取得方法を確認し、必要なベースラインを整理する。

2026 年 8 月に実施した詳細計画策定調査の結果を踏まえ、業務開始後にモニタリング指標を確認し、活動の進捗及びデータの整備状況に応じて継続的に更新する。

（３）対象地域の水供給状況

本事業の対象地域はスファックス県全域となる。スファックス県内の現在の給水は、主に都市部は SONEDE が、地方・村落部においては農業・水資源・漁業省が水供給を行っている。しかし、農業・水資源・漁業省が水供給を行っているエリアについても SONEDE の管轄になることから順次移管手続きが始まっている。したがって、M/P を策定するにあたり、将来的に SONEDE が管轄することになるエリアを含めること、また海水淡水化施設の拡張整備が SONEDE 独自の予算で進められており、スファックス県南部地域にも送・配水網を拡張していくこととしているため県全域を対象とする。現状把握のためには SONEDE からの情報のみで不足することも予想されるため、農業・水資源・漁業省と連携すること。

（４）M/P の項目及び分析レベル

M/P の項目は既存の M/P に倣いつつ、「水安全計画」を加える方針である。M/P における管網計算は主に配水本管（管径 300㎜ 以上、及び 300ｍｍ未満でも管網構造上重要な管路）を想定する。M/P 策定の遅延予防のためにも項目・分析レベルのイメージを SONEDE 担当者と常に共有し、進めること。

（５）水安全計画の策定方法[4]

SONEDE には水源に関するリスク管理の考えは持っているものの「水安全計画」については初めての試みとなる。また水安全計画の策定の過程において、多くの関連部局との連携が必要となることから、当事者意識の醸成が重要となってくる。水安全計画の策定そして PDCA サイクルに基づくモニタリングとレビューを円滑に行うための実施体制を工夫すること。

（６）SONEDE 内の連携・調整[5]

本事業は、SONEDE 本部内の複数の部局との協働が必要となる。加えて対象地域であるスファックス県を管轄する SONEDE 南部支所の職員との協働も必要となってくる。

[4]水安全計画の策定に関する実施体制や関係者が多い中での策定・運用に向けた方策を提案。
[5] C/P の部局が複数にまたがることから、成果１から成果３をどのような体制で実施していくのかを提案。

成果 1 は調査局、成果 2 は維持管理局及び南部支所、成果 3 は節水局が主たる C/P となる。特に成果１と成果２はチュニスにある本部とスファックスにある南部支局と連携する必要があることから、事業を進める上でより円滑で効率的なやり方でコミュニケーションをとりながらも、各部局と信頼関係を構築していくこと。

（７）他の開発パートナーとの連携・調整

世界銀行が、スファックス県（スファックス大都市圏を中心に）、ケビリ県、トズール県の 3 県を対象として配水効率化計画（PAP）[6]を実施予定である。特にスファックス大都市圏では PBC(Performance Based Contract)で、配水管の更新を含めた無収水削減を計画している。実施のタイミングが同時期になる見込みであることから、定期的な情報共有を行うとともに、整合性に留意しながら、M/P の策定を進める必要がある。

またチュニジア国の水セクターでは多くの開発パートナーが支援を行っていることから、定期的に情報共有等を行い、重複を避け、連携・相乗効果を検討する。

（８）サステナビリティ主流化活動の実施

１）気候変動対策

本事業は、スファックス県における上水道マスタープランを作成し、そのコンポーネントの一つである水安全計画の策定と運用、加えて配水効率化の実施に必要な研修計画の作成を行うことにより、スファックス県における水資源の有効活用に寄与するものである。

当該国の「自国が決定する貢献（NDC)」において、水資源の確保・管理や水分野を含む気候変動への適応強化が重要分野として位置付けられており、本事業は NDC に貢献すると考えられる。また本事業によって配水効率化や漏水削減に伴うエネルギー使用量の削減がなされれば気候変動の緩和（副次的目的）に、また、気候変動に伴う干ばつの頻発や降水量減少等による水資源の逼迫リスクへの対応がなされれば適応（主目的）に資する可能性があると考えられる。また本事業は水資源の効率利用及び水需給圧迫の緩和により、自然資源（特に水環境）の持続的利用に寄与することから、生物多様性の保全（副次的目的）に資する可能性があると考えられる。

本業務では、JICA Climate-FIT（緩和版）「22.無収水削減対策」／（適応版）「2.上水道」や JICA Biodiversity-FIT「水資源の確保と水供給」等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行うとともに、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定、また対象事業の生態系インパクトの特定を行った上での

[6]配水効率化計画[6]（PAP:Programme d’ Amélioration des Performances）とは、対象地域において希少かつ限られた水資源の利用をより持続可能かつ効率的なものとすることを目的としている。そのために配水ネットワークにおける物理的損失や商業的損失の削減を、GIS 整備、漏水管理、メータ更新、老朽管更新及び運営改善を通じて、水資源の持続的かつ効率的な利用を実現するための経営・施設両面の業務改善を行うための計画である。

対応策検討を実施し、本事業が気候変動対策や生物多様性主流化に資するか検証する。またバックデータを含めて結果を JICA に提出する。

２）ジェンダー主流化

詳細計画策定調査の結果、SONEDE における委員会や研修機会への女性職員の参加が限定的であること、また計画策定および意思決定プロセスにおいて女性受益者のニーズへの配慮が十分でないこと等のジェンダーに基づく課題が確認された。これらに対し、顧客満足度調査及び社会調査を通じてジェンダー課題・ニーズを把握した上でのジェンダー平等に配慮した水安全計画委員会及びワーキンググループの設立、さらにジェンダーに配慮した能力開発研修を行う。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１：2060 年に向けたスファックス水道マスタープランが策定される。

活動 1-1： 施設台帳および運転管理記録を収集し、既存給水インフラの技術的・機能的観点から現状評価を行うとともに、解決すべき課題を特定する。

活動 1-2： 社会経済データおよび関連開発計画を収集し、受益者満足度調査ならびにジェンダー平等及び人権に配慮した社会調査を実施して、脆弱な立場にある人々の状況を評価する。

活動 1-3： 世界銀行が資金提供する PAP（送配水効率化）との整合性を確認することを含め、開発パートナーが実施している関連事業の情報を収集する。

活動 1-4： 計画策定の基本フレームワークを設定する。

活動 1-5： 水需要予測を行う。

活動 1-6： 水源施設、送水施設および配水施設に係る整備計画を策定する。

活動 1-7： 成果２と連携し、水安全計画（WSP: Water Safety Plan）の考え方をマスタープランに反映する。

活動 1-8： 水道サービスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）計画を策定する。

活動 1-9： 戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）を実施する。

活動 1-10：ジェンダーおよび社会的包摂に配慮した表か基準を策定し、投資計画を作成する。

活動 1-11：スファックス県水道マスタープランに関する経験・知見共有セミナーを開催する。

② 成果２：スファックス水道事業の水安全計画が策定・運用される。

活動 2-1： 水安全計画委員会を設置し、計画策定プロセスを構築するとともに、関係者間で合意形成を図る。

活動 2-2： スファックス県の上水サービスに影響を及ぼす危害要因（ハザード）を特定・分析する。

活動 2-3： スファックス県向け水安全計画を策定する。

活動 2-4： PDCA サイクルに基づくモニタリング及び分析を実施し、その結果を踏まえて計画を見直す。

活動 2-5： SONEDE 内において水安全計画に関する知見を共有するためのセミナーを開催する。

③ 成果３：SONEDE の送配水効率向上、特に無収水（NRW ： Non-Revenue Water）削減分野に係る研修実施能力が強化される。

活動 3-1： 現状および研修ニーズを評価する。

活動 3-2： 無収水に関する実践的な研修プログラムを改訂・開発する。

活動 3-3： 無収水（物理的損失および商業的損失）に関する実践研修エリアを設計する。

活動 3-4： ジェンダー平等の視点を取り入れた研修講師養成（ToT ： Training of Trainers）を通じて、内部講師、実技指導員および研修補助員（既存職員および新規配置職員）の能力を強化する。

活動 3-5： 無収水に関する研修を実施し、その研修プログラムのモニタリングおよび評価を行う。

（２）本邦研修・招へい

☐ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的･研修内容	無収水削減に関して、物理的損失及び商業的損失対策を総合的に学び、帰国後の研修策定に活かすこと。加えて無収水削

	減を通した配水効率化の考えを M/P にも反映させる。
実施回数	合計約2回
対象者	SONEDE の C/P(節水局、スファックス南部支所等想定)。 中堅・若手の育成及び女性の参加に配慮する。
参加者数	最大8名/回
研修日数	最大 14 日(移動日を含む)/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 必要な調査データ（一次データ）の入手にあたり、SONEDE と秘密保持契約書を締結する必要性があることに留意する。
- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

☐ 本業務では以下の対応を行う。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

☐ 本業務では以下の対応を行う。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、SONEDE の C/P を対象とし、計画策定、データ分析、運転・維持管理、顧客・財務管理及び機関間調整等のキャパシティ・アセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

☐ 本業務では以下の対応を行う。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 環境カテゴリは B とする。合意文書に添付された TOR を踏まえ環境社会配慮調査を実施し、スコーピング、現況把握、事業を実施しない場合を含む代替案比較、影響・緩和策・モニタリング、関係者協議及び情報公開を支援する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数

業務計画書	各期契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
インセプション・レポート（IC/R）	初回現地調査前	英語/仏語	電子データ	1 部
プログレス・レポート（P/R）	現状・課題分析及び M/P の方向性がまとまった段階	英語／仏語	電子データ	1 部
インテリム・レポート（IT/R）	M/P 策定がまとまった段階	英語／仏語	電子データ	1 部
ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）	第 2 期契約履行期限末日の約 3 か月前	仏語・日本語要約	電子データ	各 1 部
ファイナル・レポート（F/R）	第 2 期契約履行期限末日	仏語・日本語要約	製本	仏語 10 部 日本語要約 2 部
ファイナル・レポート（F/R）	同上	英語・仏語・日本語要約を同一媒体に収録	CD-R	16 部
業務実施報告書	第 2 期契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部
業務進捗状況報告書	部分払い請求時	日本語	電子データ	1 部
プロジェクトブリーフノート	第 2 期契約履行期限末日	日本語・英語	電子データ	各 1 部

- 各報告書は、ドラフトを発注者に提出し、発注者の確認及び先方実施機関のコメントを踏まえて最終化する。第 2 期開始時には、IC/R の実施計画を更新し、発注者及び先方実施機関と協議する。
- DF/R 及び F/R は、M/P、優先事業、IW 行動計画並びにパイロット及び機関間調整の結果を取りまとめ、必要に応じて要約、メイン・レポート、サポーティング・レポート及びデータ・ブックに分冊する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

- 業務完了報告書の配布先は、以下を想定する。配布は JICA から行うため、全部数を JICA に提出する。

[製本（日本語）]
- JICA 地球環境部　　1 部

[CD-R（日本語）]
- JICA 地球環境部　　1 部
- JICA 図書館　　1 部
- 国会図書館　　1 部

[製本（仏語）計９部]
- SONEDE　6 部（関係部署への配布用を含む）
- 農業・水資源・漁業省　　1 部
- JICA 地球環境部　　1 部
- JICA 図書館　　1 部

[CD-R（仏語）計 10 部]
- SONEDE　　6 部（関係部署への配布用も含む）
- JICA チュニジア事務所　1 部
- JICA 地球環境部　　1 部
- 国会図書館　　1 部
- JICA 図書館　　1 部

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）インセプション・レポート（IC/R）

以下の項目を含む内容を英語／仏語で作成し、発注者の確認を経て、初回現地調査時に先方実施機関へ提出・説明し、基本方針、方法及び工程について協議する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ 業務フローチャート
⑥ 詳細活動計画（WBS:Work Breakdown Structure 等の活用）
⑦ 要員計画
⑧ 先方実施機関便宜供与事項
⑨ その他必要事項

（３）プログレス・レポート（P/R）

① 現状把握と課題の分析の結果

② M/P 策定の方向性

③ その他必要事項

（４）インテリム・レポート（IT/R）

M/P 策定の内容を中心に、その他必要事項を記載する。

（５）ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）

M/P、水安全計画、研修計画を含む F/R の案を作成する。

（６）ファイナル・レポート（F/R）

DF/R に対する発注者及び先方実施機関のコメントを反映し、計画内容と調査結果全体を最終化する。

（７）業務実施報告書（及び業務進捗報告書）

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

② 活動内容

③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

④ プロジェクト目標の達成度

⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)業務フローチャート

(イ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料

(ウ)人員計画（最終版）

(エ)研修員受入れ実績

(オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

(カ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(キ)合同調整委員会議事録等

(ク)その他活動実績

（８）プロジェクトブリーフノート

JICA プロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

（ア）JICA プロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

・ プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめるこ

とにより、JICA の事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。一般に公開する。

- プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。日本語、英語で作成する。

（イ）分量

- 和文・英文共に A4 版 8～16 ページ程度を目安とする。

（ウ）作成要領

- 項目立ては基本的に、「１．プロジェクトの背景と問題点」「２．問題解決のためのアプローチ」「３．アプローチの実践結果」「４．プロジェクト実施上の工夫・教訓」の 4 章立ての構成とする。
- 作成作業の効率化のため、作成に着手する前に、全体の構成、強調すべきポイント、工夫・教訓のまとめ方など、内容の骨子について JICA とすり合わせる。2 段組みの標準様式は修正作業が煩雑になるため、文章、図表、写真等のパーツ毎にまずドラフトし、JICA 側の確認の後、最後にレイアウトを行う作業手順とすることも可。
- 1 ページ目はタイトルを配置し、その左下に JICA のロゴを入れる。受注者のロゴや社名を入れることも可能。プロジェクトの活動内容を端的に示すインパクトのある写真、対象地域の分かりやすい地図を、半ページ程度の大きさで掲載する。その後本文を記載する。本文中には、ボックス記事を入れたり、図表を入れたり、インパクトのある写真を大きく入れたりするなど、分かりやすく見栄えのよいレイアウトを工夫する。
- 本文は 2 段組みとし、日本語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
  - タイトル見出し： MS ゴシック（太字）16 ポイント
  - タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月： MS ゴシック 10.5 ポイント
  - 章のタイトル： MS ゴシック 12 ポイント
  - 本文： MS 明朝 10.5 ポイント
  - 日本語本文中の英語表記： Times New Roman 10.5 ポイント
- 英語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
  - タイトル見出し： Arial（太字） 16 ポイント
  - 「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月： Arial 10.5 ポイント

- 章のタイトル： Arial 12 ポイント
- 本文： Times New Roman 10.5 ポイント

・ 本文の最後にプロジェクト実施期間を明記する。
・ 本文終了後に参考文献のリストを添付する。

（エ）作成にあたっての留意事項

・ プロジェクトが採用したアプローチ、成果、教訓等を、的確に、かつ論理的に記載する。プロジェクトを通じて得られたナレッジの明確化を意識し、外部の一般の読者に対してプロジェクトの意義、ポイント、成果等を分かりやすく説明する内容となるよう工夫する。必ずしもプロジェクト全体を網羅的に記述する必要はなく、ナレッジとして重要と思われる点や、対外的に PR すべき成果等に焦点を当てたまとめ方も可能。
・ 相手国における課題や、これまでの JICA の協力の流れなども踏まえて、プロジェクトの必要性、重要性、位置付け等が伝わるようにする。
・ JICA に提出する報告書ではなく、対外的に公表する広報資料であることから、外部の方の目で見た時に分かりやすく、かつ魅力的な内容とする。業務実施報告書からのコピーとはせず、細かな実施プロセスや JCC 等の JICA 事業独自の実施体制に関する記述も、成果につながるようなプロジェクト独自の工夫以外については記述不要である。無味乾燥な事務的な文章ではなく、外部の一般の方にプロジェクトを説明するという意識で記述する。
・ 世界的に議論されているイシュー（SDGs への貢献、貧困層・脆弱層支援、ジェンダー配慮、資金調達、民間セクターとの連携、キャパシティ・ディベロップメント等）との関連性など、対外的にアピーリングな内容は特に強調する。
・ プロジェクトの成果や、ベースラインとエンドラインの比較、インパクトや開発効果等については、できるだけ定量的、具体的に記述する。
・ ODA 関連の専門用語（ジャーゴン）や略語の過度な使用は避け、平易な表現を心がける。一般になじみの少ない専門用語や組織名等の略称等を用いる場合には、初出時に説明を加える。初めてプロジェクトについて知る方でも理解できる表現とする。
・ レイアウト、図表、写真、地図等の見やすさに留意する。解像度の低い写真、何を意味しているのか理解しにくい写真、文字が小さすぎる図表や地図、内容が理解しにくい図表などは避ける。
・ 講義の様子等の似たような写真を多用するのではなく、現地の問題の実態が伝わるような写真、実習の様子の写真、活動の前後の変化が分かるような写真など、プロジェクトの取組みを的確に伝えることができるアピーリングな写真を使用する。
・ 改善の状況を定量的な指標によりグラフで示す、Before と After の写真の比較で示す、受益者である住民や C/P の声を載せるなど、プロジェクトの裨益効果を分かりやすく伝える。

・ 節や細節の見出し、図表のタイトル、写真のキャプション等は、内容は端的に伝わるような表現とする。事実関係の誤りや、不適切・不明確な表現がないか確認する。
・ 外国語版については、ネイティブチェックを行うとともに、プロジェクトの内容が伝わるか、読みやすいどうかという観点から確認を行う。

（オ）パワーポイント
・ 「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図表、地図等を利用して、プロジェクトブリーフノートに基づくプロジェクト紹介を行うことを想定したプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。様式の詳細は定めないが、対外的なプレゼンテーションに使用するため、見栄え、文字の大きさ（最低 18 ポイント程度)、写真や図表の見やすさ、スライドデザインの統一感等に留意する。

（カ）業務量の目途
63.0 人月程度を目途とする。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する参照資料（ガイドラインや SOP 等）については、事前に相手国実施機関に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

３．コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

４．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する参照資料（ガイドラインや SOP 等）については、事前に相手国実施機関に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

５．コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（3）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（4）活動に関する写真

第6条　再委託

☐ 本業務では、再委託を想定していない[7]。

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	M/P 段階の環境社会配慮調査（SEA）	R/D 添付 TOR に基づく現況把握、スコーピング、事業を実施しない案を含む代替案比較、影響・緩和策・モニタリング案及び報告書作成。関係者協議はスコーピング時・計画案時の2回、各30名・半日を見積条件とし、会場・資料・通訳・議事録作成を含む。	1回	定額計上
2	社会・顧客調査	スファックス県の給水利用者・未接続世帯を層別に抽出し、基礎調査600 票及び追跡調査 200 票を実施する。給水・衛生、満足度、支払意思・負担能力、ジェンダー・脆弱層を調査し、調査票作成、面接、入力・集計、匿名化データ及び報告書の提出を含む。	1 回（計 800 票 基礎 600 票 追跡 200 票）	定額計上

第7条　機材調達

☐ 本業務では、機材調達を想定していない。

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

☐ 受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材について、以下の支

[7] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

援業務を行う。

① 入札図書作成支援業務

（ア）基本的仕様（参考銘柄を含む）の発注者への提案。仕様は発注者が決定する。

（イ）発注者が予定価格を決定するための参考銘柄の見積価格（付帯費用を含む輸送費・据付費用を含む）の収集および発注者への提出。

（ウ）入札図書案（発注者が決定した仕様に基づく仕様書、契約書案、輸送・据付の条件等を含む）の作成と発注者への説明・提出。配布用入札図書は発注者が作成する。

（エ）応札予定者からの質問に対する回答案の作成と発注者への説明。応札予定者への回答は発注者が行う。

② 入札会支援業務

（ア） 入札会への立ち合い

（イ） 入札結果評価報告書（案）の作成、発注者への提出。発注者は入札結果評価報告書（案）を最終化し落札者を決定する。

③ 検査支援業務

（ア）発注者立会いのもと検品（品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認）

（イ）据付作業の監理

（ウ）発注者立会いのもと試運転及び試運転結果の確認（不具合の有無を確認）

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ポータブル超音波流量計	可搬型。浄水場出口、配水池・高架水槽及び主要配水管等の流量を測定し、水収支・配水状況を把握する。対象管径・管材に適合する仕様とする。	1台	事業用物品	定額計上
2	データロガー	水圧を一定期間記録する。配水池から近距離・中間・遠距離の各地点に1組を設置し、水圧変動と配水状況を把握する。	3組	事業用物品	定額計上
3	携帯用水質分析装置（水質試験機器）	配水池、給水栓等での残留塩素、濁度、pHなどの基本項目の測定	2台	事業用物品	定額計上

4	漏水探知器（音聴式）	音聴式。配水管等の漏水音を確認し、漏水箇所の絞り込みと漏水調査の実務訓練に用いる。	1台	事業用物品	定額計上
5	音聴棒	長さ1.5m。弁、給水接続部等で漏水音を確認し、漏水の一次調査及び維持管理の実務訓練に用いる。	8本	事業用物品	定額計上

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

案件概要表

1. 案件名(国名)

国名:　チュニジア共和国(チュニジア)

案件名:(和文) スファックス大都市圏水道事業効率改善計画策定プロジェクト

(英文)The Project for Developing the Efficiency Improvement Plan of Water Utilities in the Sfax Metropolitan Area

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における上水道セクター／スファックス地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

チュニジアは人口 1,240 万人(2025 年、国連人口基金)、一人当たり GDP4,752 ドル(2025 年、IMF 推計値)の中所得国である。同国の国家計画「Vision Tunisie 2035」では、グリーン経済の推進、地域間格差の是正及び産業構造の転換を目指しており、その実現の前提として安定的な水供給が不可欠な要素と位置付けられている。

チュニジアは、アフリカ北部でも有数の乾燥地帯を有する国であり、半乾燥から乾燥の気候条件に加え、断続的な干ばつ(近年では 7 年間連続の干ばつ)の影響により、水資源が極めて限られている。また、地下水の塩分濃度が高いことも特徴であり、飲料水及び灌漑用水の水質維持に深刻な課題をもたらしている。このため、「水戦略 2050」(The Vision and Strategy for the Water Sector by 2050 for Tunisia(Eau 2050))では、気候変動による干ばつに対応し、2050 年までの人口増加及び経済成長に伴う水需要を満たすため、安定的な水資源の開発・供給を推進するとともに、海水淡水化や処理下水の再利用等の非在来型水源の活用拡大、配水管の漏水対策、農業用水利用の効率化(節水灌漑技術)、地下水涵養技術の強化などの配水効率[8]化やインフラ改修等を通じた水の安全保障の実現を目指している。

チュニジア南部に位置する同国第二の都市スファックスは、人口約 100 万人(チュニジア国統計研究所(INS)公表、RGPH2024[9])を擁し、産業・商業・港湾都市として発展してきた。しかし、半乾燥地帯に位置しており、チュニジア国立気象研究所(INM)の長期平年値(1981～2010 年)によれば、年平均降水量は約 200 ミリメートルと少なく(世界平均は約 970 ミリメートル)、表流水・地下水ともに利用可能な水資源の大部分が既に開発されていることから、水需給は逼迫した状況にある。

このような中、水道事業を担う水資源開発公社(Société Nationale d'Exploitation et de Distribution des Eaux、以下「SONEDE」)については、「水戦

[8] 「配水効率」とは、システムインプット（配水量全体）に対する認定給水量の割合。つまり日本でいう「認定給水量率」を指している。したがって一般的に使用される無収率（Non-Revenue water）とは異なっており、単に無収水量を下げればよいわけではなく、非請求認定給水量の削減も考える必要がある。

[9] Recensement Général de la Population et de l'Habitat 2024 （2024 年チュニジア統計研究所が実施した国勢調査）

略 2050」において、2050 年までに送水・配水の全体効率[10]を 80%(送水効率 95%×配水効率 85%)まで向上させる目標が掲げられている。この目標達成に向けては、送水幹線の更新・補強、配水管の更新及び老朽管対策、圧力管理、配水区域の区画化、漏水削減・監視体制の構築並びに貯水池及びポンプ施設の近代化が必要とされており、2050 年までに約 270 億 TND(チュニジア・ディナール)の投資が必要と試算されている。

スファックス県においては、スファックス大都市圏を対象とした「スファックス都市圏配水マスタープラン」が 2003 年に策定され、無収水の削減及び水道ネットワークの効率向上に取り組んでいる。しかしながら、同マスタープランは目標年次である 2032 年が近づいているにもかかわらず、一度も更新されていない。本来であれば同マスタープランの実施状況のレビューや気候変動等の影響の加速化に伴い水を取り巻く環境に変化が生じているにもかかわらず見直しが行われていない状況である。また、県全域を対象として水需給バランスや水源・送水計画を総合的に示した計画が存在せず、同マスタープランに含まれていない新規事業(海水淡水化プラント、南部送水計画等)が個別に計画・実施されている状況にある。さらに、気候変動による水資源量の減少を踏まえた広域的な水道整備計画も策定されていない。

近年、気候変動の影響が想定以上の速度で顕在化し、水資源の枯渇が深刻化している。また、対象地域であるスファックス県は国内第二の都市を有し、今後も人口増加が見込まれている。このため、県全体を対象とした広域水道マスタープランの策定は喫緊の課題となっている。さらに、SONEDE が目指す水資源の有効活用や、同公社が推進する短期・中期的な配水効率化施策についても、総合的な上位計画であるマスタープランに基づいて実施されることが重要であり、その観点からも広域水道マスタープランの策定が求められている。通常、上水道分野におけるマスタープランは 30 年後を目標年次として設定されていることから本事業で作成するマスタープランは 2060 年を目標年次とした広域水道マスタープランとする。

(2) 上水道セクター/スファックス地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対チュニジア共和国国別開発協力方針」(2019 年 9 月)及びその付属書類である「事業展開計画」(2024 年 4 月)では、重点分野(中目標)「地域間格差の是正に向けた生活環境の改善、地域産業振興」の中で、小目標として「生活環境向上のための社会インフラ整備」が掲げられている。そこに協力プログラム「社会インフラ整備・水資源開発プログラム」として、上水の需給の逼迫に対するインフラ整備等を行うことが記されており、本事業は、同プログラム及び重点分野の達成に資するものである。

また JICA 課題別事業戦略(JICA グローバル・アジェンダ)「持続可能な水資源の確 保と水供給」のクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」では、水道事業体のサービス向上と拡張によって水道料金収入を増やし、自立的な資金調達・経営管理ひいては成長を目指しており、本事業はこの戦略に則って SONEDE に協力するものである。また SDGs ゴー

[10] Eau2050(Water2050)の文書内で、分析・投資算定の前提として、送水効率 95%、配水効率 85%、全体効率 80%が想定されている。全体効率とは総合的な水の到達効率 (取水した水のうち最終的に利用者に届いた割合)。送水効率×配水効率で算出される。

ル 6「安全な水とトイレを世界中に」ターゲット 6.1「2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」に寄与するものである。

（3） 他の援助機関の対応

世界銀行は、「Water2050」を推進するために、「Potable Water Security and Resilience Project」を実施中。総額 7 億ドル（2026 年～10 か年計画）で大規模な複数フェーズからなるプログラム。ガベス（Zarat）の海水淡水化プラントの拡張、スファックス県・トズール県・ケビリ県における水道ネットワーク改修（配水管網及び給水管の一部改修・更新）、SCADA システムや GIS システムの整備、物理的漏水の特定及び削減に関する研修・技術移転、スマートメータ交換等の商業的ロス対策等が予定されている。同プログラムは PBC（Performance-Based Contract）で実施される予定。

ドイツ復興金融公庫（KfW）・欧州連合（EU）は、配水効率の悪い中南部 7 県（カイルアン、カスリーヌ、シディ・ブジッド、ガフサ、ガベス、メドニン及びタタウィン）を対象に「ネットワーク性能改善プログラム」（Network Performance Improvement Programme）（2023 年 1 月～5 か年計画）を実施中。事業費 70 百万ユーロで、既存配管の更新、配水網のブロック化、スマートメーター、GIS、送水・配水の監視制御システム（SCADA）の導入等が含まれており、漏水削減、安定的な給水の実現を目指している。

フランス開発庁（AFD）は、「Water2050」に含まれる 7 つのコンポーネントのうち 3 つを実施中。具体的には、チュニス大都市圏のベジャウア水処理センター支援、ベリ～サヘル間の北部処理水送水施設強化、サヘル水処理センター及び北部処理水送水網との接続。またチュニス大都市圏のマスタープランを策定中。

アフリカ開発銀行（AfDB）は、人口が集中するチュニス大都市圏の給水効率を高めるために、「大チュニス圏ネットワーク性能・エネルギー効率向上プロジェクト（PAT-GT）」（2025 年～5 年間）を実施中。老朽化した配管の更新と同時に、送水ポンプ等のエネルギー消費削減アプローチを実施中。

特に世界銀行とは対象地域が同じであることからそれぞれのプロジェクトの進捗状況に関する情報共有を定期的に行う必要がある。定期的に開催されるドナー会合においても情報発信、必要に応じて調整等を行う。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、スファックス県における上水道マスタープランを策定し、そのコンポーネントの一つである水安全計画の策定と運用、加えて配水効率化の実施に必要な研修計画の策定・実施能力が強化されることにより、スファックス県の給水区域における安全な飲料水へのアクセスの持続可及び信頼性の向上に寄与するものである。

（2） 総事業費（日本側）

4.26 億円

（3） 事業実施期間

2027 年 3 月～2031 年 2 月を予定（計 48 カ月）

（4）　事業実施体制

実施機関：水資源開発公社（SONEDE）

監督機関：農業・水資源・漁業省

（5）　インプット（投入）

1）日本側

①調査団員派遣（合計約 63.0P/M）：

総括／上水道計画／水需要予測

水安全計画・リスク評価

無収水対策・能力強化

モデリング／水理解析

送配水施設計画

電気・機械設備

漏水調査・漏水管理

水質管理

気候変動対策

運転維持管理計画

積算・調達

ジェンダー／顧客満足度・社会調査

DX 技術活用

環境社会配慮

②研修員受け入れ

・無収水対策／財務・経営分野

③機材供与（主な機材内容を記載）

・超音波流量計

・データロガー

・携帯用水質分析装置（水質試験機器）

・漏水調査機器

・無収水対策研修用実習施設（パイロット訓練ヤード）

2）チュニジア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

③ 必要なデータ・資料の提供

（6）　計画の対象（対象分野、対象規模等）

計画の対象は、スファックス県の SONEDE の給水区域における上水道事業とする。（ただし将来的に SONEDE に移管が予定されている農業・水資源・漁業省が水供給を行っている区域も含む）

（7）　他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1)我が国の援助活動

【有償資金協力】

「スファックス海水淡水化施設建設事業」(2017 年度 L/A):慢性的な水不足の解消のために、100,000m^3/日の RO 膜海水淡水化プラントを建設し、スファックス大都市圏の飲料水供給を改善するもの。本施設によりスファックス大都市圏への給水量が増え、24 時間給水が実現。地下水源から海水淡水化した水源への変更により水質も向上した。スファックス県の特に南部地域は水不足が深刻となっており、同施設のさらなる活用、拡張及び送・配水の延伸等の検討も重要となってくる。

【技術協力】

「南部地域スファックス大都市圏都市給水区域における無収水削減能力向上プロジェクト」:チュニジア南部地域及びスファックス大都市圏の配水網を対象に、ブロック化圧力管理、漏水対策、人材育成を通じて予防的に無収水を削減し、淡水化水を含む水資源を効率的に活用するための配水効率化に貢献するプロジェクトである。スファックス県における水資源の有効活用の観点から、同プロジェクトで確立された予防的な漏水探知行動計画の策定とその実施方法に関する技術は本事業において重要な要素であり、特に無収水対策に関する研修能力強化に有用である。本事業での活用により同プロジェクトでの成果普及につながることが期待される。

2)他の開発協力機関等の援助活動

本事業のスファックス県における上水道マスタープランは、世界銀行が予定しているスファックス大都市圏における「Potable Water Security and Resilience Project」の上位計画に位置付けられる。そのため定期的な情報共有を目的とした連絡会等を行うことにより必要な調整・連携を図っていく必要がある。また水分野において開発協力機関が多いことから、定期的に開催されるドナー会合においても情報発信、必要に応じて調整等を行う。

(8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1)環境社会配慮

① カテゴリ分類:B

② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可:本格調査で確認

④ 汚染対策:本格調査で確認

⑤ 自然環境面:本格調査で確認

⑥ 社会環境面:本格調査で確認

⑦ その他・モニタリング:本格調査で確認。

2)横断的事項

本事業で実施するスファックス県における上水道マスタープランの策定及び研修能力強化等の実施において取り組まれる無収水対策により、エネルギー使用量の削減や気候変動に伴う干ばつの頻発や降水量減少等による水資源の逼迫リスクへの対応の観点から、温室効果ガスを 2035 年までに 62%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

また水資源の効率的利用及び水環境の持続的管理を通じ、過剰な水資源利用や地下水劣化の抑制に寄与することから、生態系の保全及び持続可能な資源利用の観点から生物多様性主流化に資する可能性があると考えられる。

3)ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】GI(S)(ジェンダー活動統合案件)

<分類理由>

調査にて、SONEDE における委員会や研修機会への女性の参加が限定的であること、また計画策定および意思決定プロセスにおいて女性受益者のニーズへの配慮が十分でないことなどのジェンダーに基づく課題が確認された。これらに対して、顧客満足度調査及び社会調査を通じてジェンダー課題・ニーズを把握した上でのジェンダー及び社会的包摂に配慮した評価基準の策定と投資計画の作成、水安全計画策定におけるジェンダー平等に配慮した水安全計画委員会及びワーキンググループの設立、さらにジェンダーに配慮した能力開発研修を行い、もって水道事業運営におけるジェンダー主流化及び女性の参画を促進するため。

(9)その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1)インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)

本プロジェクトで策定されるスファックス県における上水道マスタープランの実施により、スファックス県の給水区域における安全な飲料水へのアクセスの持続可能性及び信頼性が向上する。

(2) アウトカム

上水道マスタープラン、水安全(リスク管理)計画の策定等を通じ、スファックス県における水道事業の持続的な効率改善が図られる。

(3) アウトプット

(ア) 2060 年に向けたスファックス上水道マスタープランが策定される。

(イ) スファックス水道事業の水安全計画が策定・運用される。

(ウ) 送配水効率改善に関する SONEDE の研修能力が強化される。

(4) 調査項目

(ア) 2060 年に向けたスファックス上水道マスタープランが策定される。

・施設台帳及び運転管理記録を収集し、既存給水インフラの技術的・機能的観点から現状評価を行うとともに、解決すべき課題を特定する。

・社会経済データおよび関連開発計画を収集し、受益者満足度調査ならびにジェンダー平等および人権に配慮した社会調査を実施して、脆弱な立場にある人々の状況を評価する。

・世界銀行が資金提供する配水効率化計画[11]（PAP:Programme d d'Amélioration des Performances）との整合性を確認することを含め、開発パートナーが実施している関連事業の情報を収集する。
・計画策定の基本フレームワークを設定する。
・水需要予測を行う。
・水源管理施設、送水施設および配水施設に係る整備計画を策定する。
・成果 2 と連携し、水安全計画（WSP: Water Safety Plan）の考え方をマスタープランに反映する。
・水道サービスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）計画を策定する。
・戦略的環境アセスメント（SEA: Strategic Environmental Assessment）を実施する。
・ジェンダーおよび社会的包摂に配慮した評価基準を策定し、投資計画を作成する。
・スファックス県水道マスタープランに関する経験・知見共有セミナーを開催する。

（イ）　スファックス水道事業の水安全計画が策定・運用される。
・水安全計画委員会を設置し、計画策定プロセスを構築するとともに、関係者間で合意形成を図る。
・スファックス県の上水サービスに影響を及ぼす危害要因（ハザード）を特定・分析する。
・スファックス県向け水安全計画を策定する。
・PDCA サイクルに基づくモニタリングおよび分析を実施し、その結果を踏まえて計画を見直す。
・SONEDE 内において水安全計画に関する知見を共有するためのセミナーを開催する。

（ウ）　SONEDE の送配水効率向上、特に無収水（NRW :Non-Revenue Water）削減分野に係る研修実施能力が強化される。
・現状および研修ニーズを評価する。
・無収水に関する実践的な研修プログラムを改訂・開発する。
・無収水（物理的損失および商業的損失）に関する実践研修エリアを設計する。
・ジェンダー平等の視点を取り入れた研修講師養成（ToT: Training of Trainers）を通じて、内部講師、実技指導員および研修補助員（既存職員および新規配置職員）の能力を強化する。
・無収水に関する研修を実施し、その研修プログラムのモニタリングおよび評価を行う。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

[11] 配水効率化計画（PAP）は、対象地域において希少かつ限られた水資源の利用をより持続可能かつ効率的なものとすることを目的としている。そのために配水ネットワークにおける物理的損失や商業的損失の削減を、GIS 整備、漏水管理、メータ更新、老朽管更新及び運営改善を通じて、水資源の持続的かつ効率的な利用を実現するための経営・施設両面の業務改善を行うための計画である。

本事業の実施に必要な人員が配置される。

（2） 外部条件

治安の悪化等の理由による現地活動の中止がない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア国「カンポット上水道拡張計画」（評価年度 2021 年度）において、他の開発パートナーとの連携の観点から支援内容や支援対象地域等を具体的に確認することで、相乗効果を創出する計画を策定し、連携効果を高める結果となった。チュニジアでも水道分野で支援を行っている開発パートナーが多いため、本事業においても日常的に情報共有等を行い、重複を避け連携を模索するとともに、特にマスタープラン策定や配水効率化（無収水対策）に取り組んでいる開発パートナーの取組状況等については注視し、必要に応じて本事業への活用も検討する。

7. 評価結果

本事業は、チュニジア国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、スファックス県における安全な飲料水へのアクセスの向上に資するものであり、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1）事後評価に用いる基本指標

・M/P が SONEDE により承認され、活用される。

・M/P で策定された事業のうち 1 件以上が着手されたり、予算確保に向けた検討がなされたりしている。

・M/P の実現に向けた進捗状況のモニタリングが適切になされ、結果が共有される。

（2） 今後の評価スケジュール

事業完了時 完了時評価

以上

別紙１

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

２．選択項目

☐段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階 （計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

☐他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第４条「２．本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添●「(参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☐施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス(2026 年 3 月)」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から「安全衛生計画」の提出を受けるとともに、契約後は工事着工前に「安全衛生環境管理プラン

(HSEM)」の提出を受け、その内容をレビューする。また、施工中においても適切な施工監理が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

別紙■

共通業務内容

1．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、１年に１度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

調査概要（案）

1. 調査の背景・経緯

ケニア国では、交通事故や急性疾患による救急医療需要が高い一方、救急医療サービスを提供する医療施設は限られており、救急医療提供体制の強化が課題となっている。ケニア政府は国家開発計画「Vision 2030」の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を重点課題に掲げ、救急医療に関する政策を策定するなど、救急医療サービス提供体制の強化に取り組んでいる。こうした中、モンバサ郡では、物流・経済活動の中心地として人口流入に伴う医療需要が高まる一方、下位医療施設からの患者紹介を受け入れる準郡病院の機能が十分でなく、基幹病院への患者集中が課題となっている。特に、ポートレイツ準郡病院（PRSCH）では救急外来患者数が増加しているものの、施設の老朽化や救急診療部門及び集中治療機能の不足により、重症患者への対応に制約が生じている。また、同病院で計画されている新病棟整備においても、財源上の制約から救急医療機能の整備は十分ではない。本事業は、モンバサ郡において PRSCH の救急診療関連施設及び機材を整備することにより、救急診療に係る診断・治療体制の強化を図り、もって同郡における保健医療サービスの質とアクセスの向上に寄与する。

2. 調査の目的

本調査は我が国の無償資金協力として実施する事業内容・規模の妥当性を検討した上で、想定施設及び機材の適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

3. 調査業務の内容及びスケジュール

無償資金協力事業の目的、概要、事業費、事業実施体制及びスケジュール、運営・維持管理体制、概略設計・積算、環境及び社会配慮等の調査を行う。

(1)第一回現地調査（2027 年 4 月～5 月頃を予定）：救急医療の現状や政府、民間、他ドナー等 による最新の関連開発計画の確認、PRSCH における救急診療体制、施設・機材の現状及び課題並びに運営・維持管理能力の確認、概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収

集。
(2)国内作業：概略設計の策定、概算事業費の積算（2027 年 10 月頃提出予定） 、準備調査報告書（案）等の作成（2027 年 12 月頃提出予定）
(3)第二回現地調査（2028 年 3 月頃を予定）：調査報告書案や先方負担事項等に関して、先方関係者に説明・協議。

4. 業務従事者の担当分野・要員配置・業務量の目途

【業務従事者の専門分野】
本案件では保健医療、病院建設、医療機材に係る専門性があることが望ましい。

【人月合計】15 人月（予定）

5. 参考情報

（1） 現時点で検討されている無償資金協力事業の協力内容
モンバサ郡において PRSCH の救急診療関連施設及び機材を整備することにより、救急診療に係る診断・治療体制の強化を図り、もって同郡における保健医療サービスの質とアクセスの向上に寄与するもの。

（2） 施設、機材等：急外来部門（トリアージ室、診察室、蘇生室、経過観察室、手術室、臨床検査室、CT 室、X 線撮影室、超音波診断室等）、集中治療部門（集中治療室及び高度治療室）、透析部門、酸素供給設備等を含む救急診療関連施設及び上記施設整備に係る機材

（3） 参考資料
「ケニア国 モンバサ郡保健医療サービス提供体制に係る情報収集・確認調査報告書」（2023 年 3 月公開）

6. 留意事項

・プレ公示の内容は変更になる可能性があります。

以 上

26a00992_フィリピン国トンネル建設・管理能力開発プロジェクト

2. **特記仕様書（案）**

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026 年 2 月

・RD 署名：2026 年 9 月 2 日

☒別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）カウンターパートと合同調整委員会（JCC）

本プロジェクトのカウンターパート（C/P）は公共事業道路省（Department of Public Works and Highways 以下 DPWH と表記）である。

JCC の全体枠組みとして、JCC 議長（プロジェクトダイレクター）にはサダイン上級次官、JCC 副議長には計画担当次官および技術担当次官、プロジェクトマネージャーには計画局長、副プロジェクトマネージャーには設計局長、プロジェクトコーディネーターには Chief of Development Planning (計画局)を充てることとしている。日本側からは JICA フィリピン事務所代表者に加え、オブザーバーとして、在フィリピン日本国大使館の参加を予定している。

JCC メンバーとして、Record of discussion（R/D）の Annex5 および 6 に記載のとおり、多くの DPWH 内関係部局局長および経済計画開発省、フィリピン構造技術者協会代表者が参加することとなっている。

本プロジェクトの広範囲な活動を効率よく行うために担当分野を決め、その関係部局が参加するワーキンググループを設置することとしている。各ワーキンググループとその担当分野、成果物として作成するマニュアル類および参加部局は下表のとおりである。多くの

ワーキンググループに分かれて活動することになるが、複数のワーキンググループに参加する部局もあること、また相互に関係する事項を検討する場面もありえるところ、ワーキンググループ間の連携および情報交換を適切に行いつつ、効率的に活動を行うよう配慮が必要である。

Annex 5

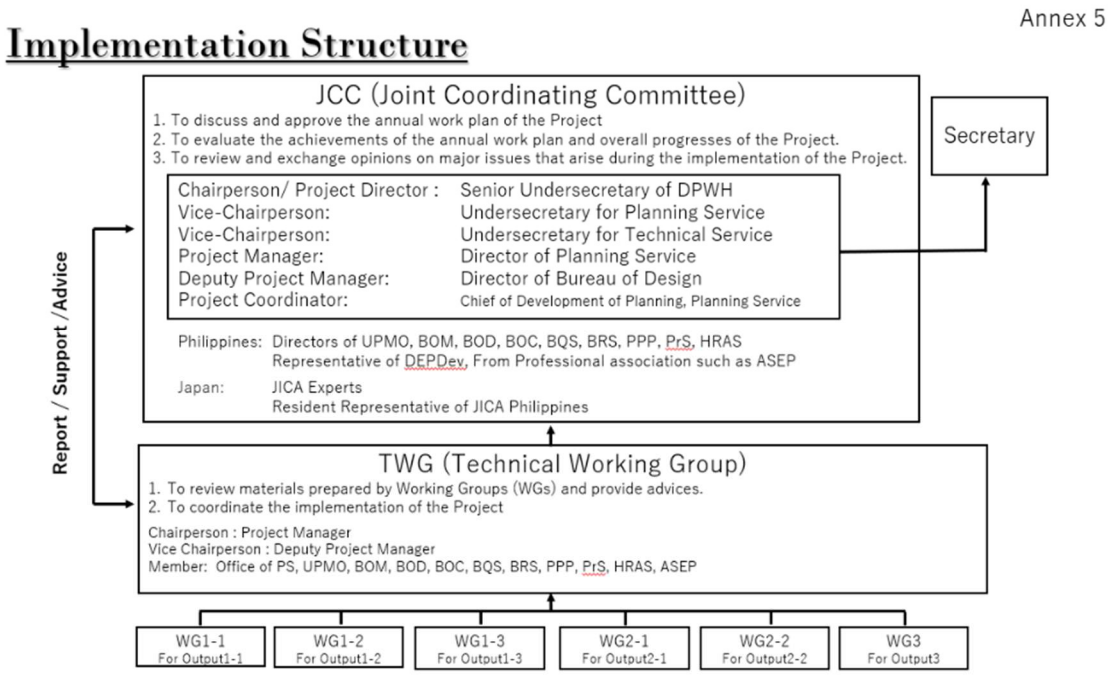

サブ WG	担当分野	参加部局
WG1-1	中長期の計画（全体計画）の策定能力の向上 （将来的なトンネル事業のボリュームの概算を把握し、組織内、民間の人材育成の目標を掲げる） 【成果物】Mid- and Long-Term Development Plan of Mountain Road Tunnels	Leader: PS Member: BOD, UPMO-RMC1&RMC2, PPPS
WG1-2	計画・調査能力の向上（個別事業単位） 【成果物】 ・Manuals for Planning Mountain Road Tunnels（For route selection of a mountain road project with tunnel(s)） ・Manuals for Investigation of Mountain Road Tunnels	Leader: PS Member: BOD, BRS, BQS, UPMO-RMC1&RMC2, PPPS, ASEP
WG1-3	設計・積算能力の向上 【成果物】 ・Design Guidelines, Criteria, and Standards (DGCS) for Mountain Road Tunnels (Civil Works and Tunnel Facilities)	Leader: BOD Member: PS, BOC, PrS, UPMO-RMC1&RMC2, BQS,

	・Guidelines for Cost Estimation of Mountain Road Tunnel Projects for Design (Civil Works and Tunnel Facilities)	PPPS, ASEP
WG2-1	調達・契約監理能力の向上 【成果物】 ・Guidelines for Procurement of Consultants to be Engaged in Planning, Investigation and Design of Mountain Road Tunnels (including standard specifications) ・Guidelines for Procurement of Contractors to be Engaged in Mountain Road Tunnels Works (including standard specifications and guidelines for design amendment during construction works) ・Guidelines for Procurement of Contractors to be engaged in Operation and Maintenance of Mountain Road Tunnels	Leader: PrS Member: PS, BRS, BOD, BOC, UPMO-RMC1&RMC2, PPPS
WG2-2	建設の監督能力の向上 【成果物】Manuals for Construction Supervision and Inspection of Mountain Road Tunnel Works	Leader: BOC Member: PS, BQS, BRS, PrS, UPMO-RMC1&RMC2, PPPS
WG3	運営維持管理能力の向上 【成果物】Manuals for Operation & Maintenance of Mountain Road Tunnels	Leader: PS Member: BQS, BOM, BRS, PrS, BOC, BOD, UPMO-RMC1&RMC2, PPPS

（２）国内支援委員会

本プロジェクトを支援する国内支援委員会の設置を予定しており、同委員会への報告資料の作成、出席、技術的な説明に受注者は協力する。国内支援委員に対しては、将来的な山岳道路トンネル分野の日比交流にも寄与いただくことを期待している。

（３）フィリピンの関係学会・技術協会等の協力

・調査、設計の分野のマニュアル作成にはフィリピンの学会等のメンバーが参加する慣行があり、本プロジェクトにおいても ASEP（フィリピン構造技術者協会）から推薦を受けた技術者（大学研究者等）が WG に参加することを予定している。その他にも

PSSMGE（地盤工学会）から、地盤工学、地質の技術者の参加の可能性がある。詳細計画策定調査においてヒアリングした学会、民間企業は、本プロジェクトにおいてガイドライン、マニュアル類が形成され、業務の標準化が進むことに高い期待を寄せており、WG およびセミナー等への参加に高い関心と意欲を示している。

（４）先行する類似分野の技術協力の知見活用

トンネル分野の技術協力プロジェクトはタイですでに実施しており、マニュアル類をすでに作成しているところ、これらを本プロジェクトで予定されるマニュアル類の作成に適宜活用し、活動の効率化を図ることとする。

（５）既往の円借款２プロジェクトとの連携

円借款によりダバオバイパストンネルが建設中であり、ダルトンパス東線トンネル事業が詳細設計の段階にある。これら２プロジェクトにはコンサルタント、コントラクターの契約に OJT・セミナーを通じた技術移転が組み込まれている。本プロジェクトの予算制約を踏まえ、２プロジェクトの技術移転活動との重複を避け、補完的効果の発現を追求する。例えば、２プロジェクトの設計図書の活用、本プロジェクトのワーキンググループメンバーの円借款 OJT・セミナーへの参加を行うこと、また本プロジェクトと円借款２プロジェクトとの間で次のような補完的関係が構築されることを期待している。

〇ダバオバイパストンネル事業

・概略設計、詳細設計、監督段階の図書、資料を成果１，２の技術移転に活用

・成果３に関する活動では、当該トンネルの維持管理コントラクターの活動をモニタリングしつつ、維持管理業務の入札図書、維持管理マニュアルの修正および標準図書化を本プロジェクトでは図る

〇ダルトンパス東線トンネル事業

・本プロジェクトに先行して当該トンネルの詳細設計が行われると想定されるので、詳細設計の成果を本プロジェクトの技術移転活動に活用する。

・建設段階、維持管理段階では、本プロジェクトで作成されたマニュアル類の活用を図る

（６）ジェンダー

・ジェンダー取組みが進んでいるフィリピンであるが、その中でも DPWH は特に積極的な取組みを行なっている政府機関のひとつに位置付けられている。

・DPWH ではインフラプロジェクト実施時におけるジェンダー配慮として「ジェンダーキット（GAD toolkit, 2016）」が作成されている。

・他方で、山岳部の就労環境が厳しいところで実施されるトンネル事業に焦点を当てた配慮事項の記載は無い。そのため、本プロジェクトでは上記の既存ジェンダーキットに、トンネル事業に特有のジェンダー配慮の記載を付加することを計画する。

（７）事後評価
・本プロジェクトは、ダルトンパス東線トンネル事業に附帯する有償勘定技術協力プロジェクトであり、事後評価は本体円借款事業完了後、一体に行うこととしている。本プロジェクト終了前には事後評価にて確認する事項およびその達成に向けて DPWH が行うべき行動を受注者は提言する。

第４条　業務の内容
1. 共通業務

別紙 3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項
1. プロジェクトの活動に関する業務
1. 成果１「山岳道路トンネル事業の計画・調査・設計に関する能力が向上する」に関わる活動

活動 1-1：フィリピンにおける山岳トンネル事業の既存計画（ドナー支援を含む）をレビューする。
ADB 等が支援を検討している路線にトンネル事業が想定されるものがある。また、高規格道路マスタープランに位置づけられた路線には山岳部を縦貫する路線もあり、トンネルの整備が必要となる可能性がある区間が存在する（ダルトンパストンネルも高規格道路上に位置するもの)。こうした路線の中から将来的にトンネル整備が必要となる区間があるものと想定される。
活動 1-2：フィリピンにおいて山岳道路トンネルが必要となる区間を整理する。
上述 1-1 で抽出された区間のうち、トンネル整備の可能性がある箇所をプロットし、将来的なトンネル整備事業量を推定する。
活動 1-3：上記の 1-2 で整理されたトンネルにかかる概算コストの見積もり、社会環境影響調査の内容、全体スケジュールを立案する。
1-2 で抽出したトンネル候補事業について概算事業費を算出するとともに、自然保護地域や人家の分布を踏まえ、環境社会配慮上、十分な配慮が必要な事業箇所を区分し、予算制約や住民移転・環境対策に要する期間等を踏まえ、今後概ね 20 年間で整備すべきトンネルを特定する。
活動 1-4：上記を踏まえ、トンネル事業の中長期開発計画（案）を作成する。
活動 1-3 を踏まえ、トンネル事業の中長期計画案を作成する。将来的なトンネル整備の事業量は、DPWH に必要なトンネル整備維持管理に関する組織体制の検討に活用するとともに、フィリピンの建設業者がトンネル事業に関する技術および人員体制を考えていくための参考情報として活用を図る。
活動 1-5：フィリピンにおける山岳トンネル事業の調査・設計に関連する既存の法律や規則を把握する。
フィリピンにおける山岳トンネル事業の調査・設計に関連する既存の法律や規則（構造基

準、安全基準、労働安全衛生基準、地下水採取に関する規制、自然植生の保全に関する規制、山岳少数民族の権利保護に関する規則、その他環境社会配慮上の規制等）を把握し、後述するトンネル事業の調査・設計に関する基準・ガイドライン類の作成の参考情報とする。
活動 1-6：山岳道路トンネル建設による環境・社会影響およびその評価手法、山岳道路トンネルの路線選定の方法について研修を行なう。
山岳道路の建設にあたっては、トンネル、橋梁、斜面保全対策等を適切に組み合わせ、コスト、走行性、安全性、社会や環境に対するインパクトが総合的に最善となる計画とする必要がある。こうした山岳道路トンネル計画を作るため、ルート選定、構造計画、環境社会影響評価の方法論について DPWH 職員の理解を深めるための教材作成およびそれを用いた研修を行う。
活動 1-7：山岳道路トンネル設計にかかる調査手法（物理探査等の手法やその評価方法）について、机上および現場研修を行なう。
山岳道路のトンネルの設計にあたっては、地盤や岩盤の状況を把握することが重要であるところ、それを把握するための調査手法（物理探査等の手法やその評価方法）について学ぶ教材作成、それを用いた座学研修およびダルトンパストンネルの建設予定地を活用した研修を行う。
活動 1-8：山岳道路トンネル（土木施設ならびに O&M 施設）の標準仕様および詳細設計の手法について机上および現場研修を行なう
ダバオバイパストンネル等の設計資料を活用し、トンネル各種施設の技術仕様および詳細設計について座学研修で理解を深め、その後現場研修を通じて理解の定着を図る。
活動 1-9：山岳道路トンネルの計画、調査、設計に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する
山岳道路トンネルの計画、調査、設計に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する。具体的には、山岳道路トンネル計画マニュアル（案）、調査設計マニュアル（案）、道路トンネル関連資機材に係る標準仕様（案）、積算ガイドライン（案）を予定する。
活動 1-10：山岳道路トンネル計画・調査・設計に関して、カウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する。
活動 1-6～1-9 で作成したマニュアル類および教材を活用し、研修に参加したカウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する。これにより DPWH 内部で自律的な人材育成が考えられるような体制・システムづくりを行う。

2. 成果２に関わる活動
活動 2-1：フィリピンにおける山岳道路トンネル施工監理に関連する既存の法律や規則を把握する。
フィリピンにおける山岳トンネル事業の施工に関連する既存の法律や規則（施工に関する DPWH 等の規則・基準・標準仕様書、労働安全衛生基準、地下水採取に関する規制、自然植生の保全に関する規制、女性の保護および雇用促進に関する規則、山岳少数民族の雇

用促進に関する規則、その他環境社会配慮上の規制等）を把握し、後述するトンネル事業の施工に関する基準・ガイドライン類の作成の参考情報とする。
活動 2-2：山岳道路トンネルの施工管理手法（切羽地質評価・計測管理等）について机上および現場研修を行なう
山岳道路トンネルの施工にあたっては、地山や切羽の状況や変化を把握することが重要であるところ、それを管理するための手法（切羽地質評価・計測管理等）について学ぶ教材作成、それを用いた座学研修およびダルトンパスおよびダバオバイパストンネル等の現場視察を活用した研修を行う。
活動 2-3：山岳道路トンネルの施工監理に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する
前述のトンネル施工に関係する法律や規則のもと、工事契約および施工監理に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する。これらのマニュアル案作成にあたっては、DPWH と情報共有、協議を十分行い、円滑に同マニュアルの承認が行われるよう配慮する。また、必要に応じてフィリピン国の関連技術協会・学会、大学、本邦の土木学会及びトンネル技術協会に意見照会を行う。
活動 2-4：山岳道路トンネルの施工管理／監督に関して、カウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する
活動 2-1～2-3 で作成したマニュアル類および教材を活用し、研修に参加したカウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する。これにより DPWH 内部で自律的な人材育成が考えられるような体制・システムづくりを行う。
活動 2-5：トンネル施工時を中心として、ジェンダー課題を整理する
トンネル工事の現場事務所は都市から離れた工事サイト付近に設けられるため、一般的にはより厳しい就業環境にあると推測される。そうした就業環境が女性の雇用促進を図るうえでどのような問題課題があるのかを整理する。
活動 2-6：上記ジェンダー課題に対応できるよう、現行のジェンダーツールキットについて必要部分の改訂を行う、もしくはトンネル事業にフォーカスした GAD キットを作成する
現在、フィリピン国には、ジェンダー平等にかかるガイドラインとして Harmonized Gender and Development Guidelines があり、ジェンダー平等のためにどのような点に着目すべきか、どのような活動段階でジェンダー配慮が必要か等を規定している。また、同ガイドラインをベースとして、「Gender and Development Toolkit」も DPWH で作成されている。このようにジェンダーに関連したガイドラインやマニュアルは基本的に揃っているものの、同 Toolkit にはトンネル事業に着目した内容が含まれていない。そのため、本プロジェクトでは労務環境が一般よりも厳しく、女性に対して一層の配慮が求められる山岳道路トンネル事業に必要なジェンダー配慮に関する内容を、Toolkit に付加する、もしくは別立てとして作成する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	トンネル技術に関する紹介および作成されたマニュアル類の普及のためセミナーを行うもの
実施回数	約 3 回
対象者	DPWH の主要管理者・技術者、民間企業の技術者
参加者数	約 100 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	メトロマニラ内
実施形態	対面・オンライン併用

3. 成果３に関わる活動

活動 3-1：フィリピンにおける山岳道路トンネルの運営・維持管理に関連する既存の法律や規則を把握する

フィリピンにおける山岳道路トンネルの運営・維持管理に関連する既存の法律や規則を把握し、後述するトンネル事業の運営・維持管理に関する基準・ガイドライン類の作成の参考情報とする。

活動 3-2：山岳道路トンネルの運営・維持管理の方法（安全管理・点検維持補修等）について机上および現場研修を行なう

山岳道路トンネルの運営・維持管理について学ぶ教材作成、それを用いた座学研修およびダバオバイパストンネル等の現場視察を活用した研修を行う。

活動 3-3：ダバオバイパス事業における O&M 状況のモニタリングを行ない、且つ調達仕様・O&M マニュアルをレビューする。レビューを踏まえ、必要に応じて改善案を提示する

ダバオバイパストンネルについては、円借款のエンジニアリングサービスによりドラフトされる契約図書および O＆M マニュアルに基づく維持管理を民間委託により行うことが想定されている。その状況についてモニタリングを行い、契約図書および O＆M マニュアルの改訂の要否および改訂の方向性を提示する。

活動 3-4：山岳道路トンネルの維持管理に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する

前述のトンネル施工に関連する法律や規則および 3-3 で提示された事項を踏まえ、山岳道路トンネルの維持管理に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する。

活動 3-5：山岳道路トンネルの運営・維持管理方法に関して、カウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する

活動 3－1～3－4 で作成したマニュアル類および教材を活用し、研修に参加したカウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する。これにより DPWH 内部で自律的な人材育成が考えられるような体制・システムづくりを行う。

2. 本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2 回
対象者	DPWH の主要管理者・技術者
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 14 日（移動日を含む）/回

3. その他

1. 収集情報・データの提供
   - 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
   - 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
   - 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

2. ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

3. インパクト評価の実施
☒ 本業務では当該項目は適用しない。

4. C/P のキャパシティアセスメント
☒ 本業務では当該項目は適用しない。

5. エンドライン調査
☒ 本業務では当該項目は適用しない。

6. 環境社会配慮に係る調査
☒ 本業務では当該項目は適用しない。

7. ジェンダー主流化に資する活動
☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 本邦研修の女性参加比率の目標を 30%以上とする。
- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等
1. 報告書等
☒本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	契約締結の 2 か月後 その後 6 か月毎	英語	電子データ	
業務進捗報告書	契約締結の 12 か月後 その後 12 か月毎	日本語	電子データ	

事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部
			CD-R	5 部
		英語	製本	10 部
			CD-R	5 部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	3 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

1. 業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

2. ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

1. プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
2. プロジェクト実施の基本方針
3. プロジェクト実施の具体的方法
4. プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
5. PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
6. 業務フローチャート
7. 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
8. 要員計画
9. 先方実施機関便宜供与事項
10. その他必要事項

3. 半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

4. 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

1. プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
2. 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）

3. プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
4. プロジェクト目標の達成度
5. 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

1. PDM（最新版、変遷経緯）
2. 業務フローチャート
3. WBS 等業務の進捗が確認できる資料
4. 人員計画（最終版）
5. 研修員受入れ実績
6. 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
7. 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
8. 合同調整委員会議事録等
9. 技術協力作成資料
10. その他活動実績

5. 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

・Mid- and Long-Term Development Plan of Mountain Road Tunnels
・Manuals for Planning Mountain Road Tunnels
（For route selection of a mountain road project with tunnel(s)）
・Manuals for Investigation of Mountain Road Tunnels
・Design Guidelines, Criteria, and Standards (DGCS) for Mountain Road Tunnels (Civil Works and Tunnel Facilities)
・Guidelines for Cost Estimation of Mountain Road Tunnel Projects for Design (Civil Works and Tunnel Facilities)
・Guidelines for Procurement of Consultants to be Engaged in Planning, Investigation and Design of Mountain Road Tunnels (including standard specifications)
・Guidelines for Procurement of Contractors to be Engaged in Mountain Road Tunnels Works (including standard specifications and guidelines for design amendment during construction works)
・Manuals for Construction Supervision and Inspection of Mountain Road Tunnel Works

・Guidelines for Procurement of Contractors to be engaged in Operation and Maintenance of Mountain Road Tunnels
・Manuals for Operation & Maintenance of Mountain Road Tunnels

3. コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
1. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
2. 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
3. 詳細活動計画（WBS 等の活用）
4. 活動に関する写真

第６条　再委託
☒ 本業務では、再委託を想定していない[1]。

第７条　機材調達
☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	プリンター	現地での活動に必要となるプリンター	1	供与機材	上限額

第８条　「相談窓口」の設置
　発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

26a00992_フィリピン国トンネル建設・管理能力開発プロジェクト

別紙 1

案件概要表

１．案件名

国　名：フィリピン共和国
案件名：トンネル建設・管理能力開発プロジェクト
Project for Capacity Building for Comprehensive Development and Management of Road Tunneling Projects

２．事業の背景と必要性

1. 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

近年、フィリピンでは経済成長が著しく、都市化が進み、インフラ開発が急増する一方で、自然災害に脆弱な道路交通網の強靭化が課題となっている。ダルトンパスでは、1990年にバギオ地震により約半年間通行止めとなったことをはじめ、台風等によりたびたび斜面崩壊や通行止めが発生していることから、トンネルを有するバイパス道路を建設する予定である。また、ダバオ市では、経済成長に伴い交通渋滞が問題となり、同市の経済活動や物流に支障をきたしていることから、トンネルを有するバイパス整備が進められている。

このように、トンネルを有する道路整備が円借款により進められる一方で、DPWH の技術者には山岳道路トンネルの計画・設計・施工監理・維持管理の技術が十分に定着していない状況にある。今後の山岳道路トンネルを自らリードして整備するため、その調査・計画・設計、施工・プロジェクト監理及び維持管理、環境社会配慮等の能力向上が必要となっている。

フィリピンの現マルコス政権による最も重要な国家開発計画として、「フィリピン開発計画（2023-2028 年）」が挙げられる。同計画では、経済発展を推進するためには適切で質の高い、持続可能かつ安全性の高いインフラ開発が不可欠であることを強調している。そのうえで、「インフラ網の拡大と質的向上」を重要課題の一つに位置づけ、交通インフラ分野においては「シームレスで包摂的な連結性の実現」を重要戦略として掲げている。

また、ルソン島中北部とマニラ首都圏とのアクセス改善を目的とするダルトンパス事業は、フィリピン政府が戦略的インフラ整備を推進するために策定した「インフラ・フラッグシップ・プロジェクト」 に含まれており、最重要事業の一つとして位置づけられている。

本プロジェクトは、フィリピンにおける山岳道路トンネルに焦点を当てつつ、同国のインフラ網の拡大と質的向上に寄与する取り組みである。さらに、ダルトンパス事業に対する有償勘定技術支援の位置付けを以て、同事業の実施促進を図ることも目的としている。また、本プロジェクトは円借款事業との間で連携しており、且つ補完効果を有している。具体的には、同事業を技術移転の現場として活用し、調達や施工管理の実務を習得することを予定している。以上から、本プロジェクトはフィリピン政府の重要な政策および計画と整合していると判断できる。

2. フィリピン国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

対フィリピン共和国国別開発協力方針（2023 年 9 月）において、重点分野として「持続的経済成長のための基盤の強化」が定められており、具体的には、大都市圏及び地方都市を中心とした交通網ネットワークを始めとした質の高いインフラの整備等に対する支援を実施するとしている。JICA グローバルアジェンダ「運輸交通」では運輸交通の主要インフラである道路資産の維持管理・価値向上に取り組むことが基本方針に位置付けられている他、連結性強化とインフラの強靭化は「道路アセットマネジメント」クラスターの取り組みとされており、本事業はこれらの方針と合致するものである。また、JICA は対フィリピン共和国国別分析ペーパー（2024 年 3 月）において、投資促進のため地方拠点開発及び地域間の連結性向上に向けた運輸・交通網整備に取り組むとしており、本事業はこれら方針・分析に合致することから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）のゴール 9（強靭なインフラの構築）に貢献することが考えられる。

また、本事業に類似するトンネル建設を伴う事業として「ダバオ市バイパス建設事業」が実施されている。山岳国であるフィリピンにおいてシームレスで包摂性のある連結性の実現と都市と地方の格差是正を図る上で、今後も山岳道路トンネル建設のニーズは高く、この２事業の経験を踏まえ、今後の山岳道路トンネル事業に適用するマニュアル・基準類を取りまとめるとともに、OJT を通じてそれに対する理解を深め、もって自律的にトンネル事業をマネジメントできる能力開発を目指した円借款附帯プロジェクト「トンネル建設・管理能力開発プロジェクト」を行うことの実施意義は高い。

3. 他の援助機関の対応

アジア開発銀行は、国別パートナーシップ戦略（2024～2029 年）において、経済競争力と質の高いインフラの強化を優先戦略の一つに掲げ、気候変動に配慮した運輸交通インフラ（道路・橋梁含む）の整備に取り組むとし、ルソン島北部の「North Luzon Western Corridor Road Project」に係る調査を支援中。世界銀行は、国別パートナーシップ戦略（2025～2031 年）において、上位成果（High Level Outcomes）の一つに「包摂的な成長と雇用」を掲げ、雇用の量と質向上のため競争力あるビジネス環境の整備に取り組むとしている。

３．事業概要

1. 事業目的

本事業は、ルソン島中・北部を結ぶ幹線道路のうち、ダルトンパス区間において、現道の東側にトンネルを有するバイパス道路を建設することにより、災害に強靭な交通インフラ整備促進及び走行性の改善を図り、もって同地域の連結性強化及び経済活性化に寄与するもの。

2. プロジェクトサイト／対象地域名

フィリピン国全土

3. 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： DPWH 職員
最終受益者：フィリピン国民

4. 事業実施期間
2027 年 4 月～2030 年 3 月を予定（計 36 カ月）

5. 事業実施体制

6. 投入（インプット）
1)日本側
①専門家派遣
短期専門家（合計約 54 人月）
・業務主任／道路トンネル事業計画
・自然条件調査
・環境社会配慮
・道路トンネル設計（土木施設）
・道路トンネル設計（安全施設）
・道路トンネル積算
・道路トンネル施工管理（品質・安全）
・道路トンネル契約管理
・道路トンネル O&M
・ジェンダー
・BIM/CIM 活用
・研修計画/プロジェクトモニタリング
②研修員受け入れ：本邦研修
③機材供与：なし
2)フィリピン国側
①カウンターパートの配置
②案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

7. 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
1)環境社会配慮
①カテゴリ分類（C）
②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
2)横断的事項：
本協力は、温室効果ガスを 2030 年までに累計 75%削減するという気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。また、円借款による本体事業は、保護区内でのインフラ工事を伴うものであり、保護区の生態系を配慮した取り組みを含むことが見込まれる。
3)ジェンダー分類
【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

26a00992_フィリピン国トンネル建設・管理能力開発プロジェクト

＜活動内容／分類理由＞
　DPWH は、ジェンダー平等推進において最も積極的な政府機関の一つとして認識されており、インフラプロジェクトにおけるジェンダーに関する配慮を盛り込んだガイドラインやツールキットを開発している。しかしながら、トンネルプロジェクトに関する経験が限られているため、これらのガイドラインやツールキットはトンネルプロジェクトには対応していない。こうした状況を踏まえ、両当事者は、以下の活動がジェンダー平等の向上に貢献し、指標にも反映されることを確認した。
1)活動
・トンネル建設段階に焦点を当て、ジェンダーに関する課題を特定する。
・DPWH の既存のジェンダーツールキットの関連部分を改訂するか、特定されたジェンダー課題に対応するため、トンネルプロジェクトに特化したジェンダーツールキットを開発する。
・セミナーや研修において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するテーマを取り上げる。
・本プロジェクトの日本での活動および研修への女性技術者の参加を促進する。
2)指標
・山岳道路トンネルに特化した改訂版または新規作成されたジェンダーツールキットが、トンネル工事現場で活用されている。

４．事業の枠組み
1. 上位目標
DPWH の主導により、道路交通網の強靭化および移動時間の短縮に資する山岳道路トンネルの整備が進められる
指標及び目標値：
指標１：本プロジェクトで作成されたマニュアル類を活用して道路トンネルプロジェクトが XX 件計画・設計される
指標２：ダルトンパストンネルの整備により、円借款本体の事業対象区間（延長 23km）において、走行速度が平均速度 42.2km/h（所要時間 33 分）に向上する
2. プロジェクト目標
DPWH 技術者の山岳道路トンネル事業にかかる計画・事業監理能力が向上する
指標及び目標値：
指標１：WG メンバーにおいてキャパシティアセスメント結果がプロジェクト開始時と比較して向上している（対象者の XX%以上が向上していること）。
指標２：トンネル事業中長期開発計画が次官に提出されている。
指標３：DPWH の標準研修プログラムにトンネル事業のマネジメントに関する研修が追加されている。
3. 成果
成果１：山岳道路トンネル事業の計画・調査・設計に関する能力が向上する。

成果２：山岳道路トンネル事業の建設監理を実施する能力が向上する。
成果３：山岳道路トンネル事業の維持管理に関する能力が向上する。
4. 活動
【成果１に係る活動】
活動１－１：フィリピンにおける山岳トンネル事業の既存計画（ドナー支援を含む）をレビューする
活動１－２：フィリピンにおいて山岳道路トンネルが必要となる区間を整理する
活動１－３：上記の 1-2 で整理されたトンネルにかかる概算コストの見積もり、社会環境影響調査の内容、全体スケジュールを立案する
活動１－４：上記を踏まえ、トンネル事業の中長期開発計画（案）を作成する
活動１－５：フィリピンにおける山岳トンネル事業の調査・設計に関連する既存の法律や規則を把握する
活動１－６：山岳道路トンネル建設による環境・社会影響およびその評価手法、山岳道路トンネルの路線選定の方法について研修を行なう
活動１－７：山岳道路トンネル設計にかかる調査手法（物理探査等の手法やその評価方法）について、机上および現場研修を行なう
活動１－８：山岳道路トンネル（土木施設ならびに O&M 施設）の標準仕様および詳細設計の手法について机上および現場研修を行なう
活動１－９：山岳道路トンネルの計画、調査、設計に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する
活動１－１０：山岳道路トンネル計画・調査・設計に関して、カウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する
【成果２に係る活動】
活動２－１：フィリピンにおける山岳道路トンネル施工監理に関連する既存の法律や規則を把握する
活動２－２：山岳道路トンネルの施工管理手法（切羽地質評価・計測管理等）について机上および現場研修を行なう
活動２－３：山岳道路トンネルの施工管理に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する
活動２－４：山岳道路トンネルの施工管理／監督に関して、カウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する
活動２－５：トンネル施工時を中心として、ジェンダー課題を整理する
活動２－６：上記ジェンダー課題に対応できるよう、現行のジェンダーツールキット*3 について必要部分の改訂を行う、もしくはトンネル事業にフォーカスした GAD キットを作成する
【成果３に係る活動】
活動３－１：フィリピンにおける山岳道路トンネルの運営・維持管理に関連する既存の法律や規則を把握する

活動３－２：山岳道路トンネルの運営・維持管理の方法（安全管理・点検維持補修等）について机上および現場研修を行なう
活動３－３：ダバオバイパス事業における O&M 状況のモニタリングを行ない、且つ調達仕様・O&M マニュアルをレビューする。レビューを踏まえ、必要に応じて改善案を提示する
活動３－４：山岳道路トンネルの維持管理に必要なガイドライン、マニュアル、仕様を作成する
活動３－５：山岳道路トンネルの運営・維持管理方法に関して、カウンターパートが内部講師となって DPWH 内で研修を実施する

５．前提条件・外部条件

1. 前提条件：なし
2. 外部条件：DPWH の業務所掌に変更がない

６．過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ベトナム社会主義共和国向け「ハイヴァントンネル建設事業（1）～（3)」（評価年度 2009 年）の事後評価結果等から、新技術・先端技術を用いて適切にトンネルの維持管理を行うためには、国内外での各種研修プログラムの策定・実施や、事業実施機関と維持管理主体との緊密な協力関係の構築が重要との教訓が得られている。上記を踏まえ、本事業で建設される長距離山岳トンネルの適切な維持管理の適切な監理のため、コンサルティング・サービスにて、実施機関の監理能力強化及び各種マニュアル等の整備を行い、実施機関と維持管理機関との間で緊密な連携及び共通理解に基づく維持管理の実施がなされる体制を整備する。更に、円借款附帯プロジェクトでは、本事業および「ダバオ市バイパス建設事業」により作成される設計図書およびマニュアル類をフィリピンの山岳道路トンネル事業に適用される標準的な基準類としてとりまとめ、その運用が可能となるよう研修を実施し、実施機関の山岳道路トンネル事業に関する事業マネジメント能力の向上を図る。
また、フィリピン共和国において実施中の「ダバオ市バイパス建設事業」では、土木工事の調達における教訓として、仮設工事費の計上方法、諸経費率内訳、間接費率などに適正化の余地が確認できたほか、トンネルを有する有料道路であることの類似性が確認できているため、同事業で得られた教訓を本事業における積算や詳細設計における料金設定において適用する。

フィリピン「道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅢ」（評価年度 2024 年）の事後評価結果から、プロジェクトにより得られた知識・技術の継承問題を解決するため、DPWH 内外の体系的な研修・訓練プログラムを整備および着実な実行が重要という教訓が得られている。この教訓を踏まえ、円借款附帯プロジェクトでは、研修を行う際にカウンターパートが講師となり、本事業で培われたトンネル建設・維持管理にかかる技術が実施機関内で継承されていく体制を整備する。

タイ国 「トンネルプロジェクト監理能力向上 プロジェクト」の完了報告書の教訓と課

題によると 本事業の研修等に参加において専門家の丁寧な対応や母国語（タイ語）を基本としたコミュニケーションにより相互に信頼関係が構築され、またプレゼンの機会の提供、マニュアル類への氏名の記載、本邦研修への参加等からモチベーションが維持され、プロジェクトオーナシップの醸成がプロジェクト成果のための協力な推進力となったと指摘されている。円借款附帯プロジェクトにおいてもカウンターパートの参加意識を高め、継続的な技術研鑽を促していく。

７．評価結果

本事業は、フィリピンにおける山岳道路トンネルに焦点を当てつつ、同国のインフラ網の拡大と質的向上に寄与する取り組みであり、フィリピンの開発政策、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致する。さらに、SDGs のゴール 9（強靭なインフラの構築）に貢献すると考えられることから、JICA が本事業の実施を支援することの必要性は高い。

８．今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

(2)今後の評価スケジュール

事業開始６カ月以内　ベースライン調査

事業完了直後　　完了時評価

別紙 2

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議･確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

別紙 3

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、１年に１度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標

のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

４．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

５．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

26a01000_セネガル国気候変動適応のための参加型灌漑管理強化プロジェクト

特記仕様書（案）

第３条　実施方針及び留意事項
本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）開発調査型技術協力プロジェクトとしての実施

- 本案件は開発調査型技術協力プロジェクトとして実施するものであり、調査、実証、能力強化及び政策提言を有機的に結び付け、最終的に今後の灌漑開発における指針となる参加型灌漑管理のガイドラインの策定を目指す。

（２）対象地域の考え方

- 本案件では以下の地域区分を用いる。セネガル側では様々な地域名称が用いられるため呼称にはこだわらないが、先方と齟齬がないように調整を行うこと。
  - 中部（ジュルベル州、ファティック州、カフリン州、ティエス州、カオラック州）
  - 南部（ジガンショール州、セジュウ州、コルダ州）
  - 南東部（タンバクンダ州、ケドゥグ州）
- 小規模灌漑施設の整備状況・研修実態に関する現地調査は、中部、南部に加えて南東部（タンバクンダ州、ケドゥグ州）を対象とする。うち中部、南部ではProvale-CV等の取組が行われてきたが、南東部ではそうした取り組みはこれまで限定的であった。本案件ではそうした他ドナーの取組が進んできた地域とそうでない地域の現状を比較し、後者も視野に入れた灌漑開発の可能性・方針を取りまとめる観点で、南東部も調査の対象とする。
- モデル地区でのパイロット活動は、中部および南部で1か所ずつサイトを絞って行う。
- 灌漑管理に関する研修を行う場合、中部、南部の農業省関係者、ANCAR、SODAGRI等をTOT研修の対象とすることが想定される。
- 本案件で策定するガイドラインは、最終的に北部大規模灌漑地区を除く全国の農地を対象とした灌漑開発計画「PNDIL」に組み込むことを想定しており、ガイドラインの対象は全国となる想定である。一部の地域での調査・実証に基づくガイドラインであるという制約を認識しながらも、全国の灌漑開発及び他ドナー案件に活用可能な形を想定して取りまとめることを重視する。

（２）小規模灌漑施設のGISデータベース及びインベントリー整備

- セネガル中部・南部・南東部に点在するため池、塩害防止堤等の小規模灌漑施設について情報を収集・整理し、GISを活用したデータベースを構築する。
- Google Earth等の既存ツールも活用しながら、施設の位置情報、整備状況、利用状況、管理状況等を可視化できる仕組みを構築する。

- DBRLA等の関係者のデータベース作成、管理の能力強化を行い、本事業終了後もDBRLAが継続的にデータベースを更新・活用し、将来の灌漑開発計画策定に資する基盤とできるように体制を整える。
- そのために他ドナー案件等でも適宜活用できるようなプラットフォームの策定、アクセス権等の設定を検討する。

（３）PROVALE-CV等の既存灌漑施設の分析及び他ドナーとの連携

- PROVALE-CV、PAPIL等の既往案件を中心に、これまで整備された施設の設計、施工及び維持管理の実態を分析し、課題と教訓を整理する。
- 過去のドナー案件で施設の設計、施工で用いられてきた手順や基準等を確認し、その適用の実態について分析し、課題の特定、重要な要素の抽出、手順・基準の改善策の検討を行う。
- AfDB、IFAD、世界銀行等の関係機関との情報共有を通じて、どのような手順・基準を設定することで様々な案件で参照・適用しやすい形になるか検討し、ガイドラインに反映する。

（４）気候変動適応を踏まえた小規模灌漑の推進

- 本案件の対象施設は塩害防止堤及び雨水貯留堤を中心としており、海面上昇や塩水遡上、降雨変動等への適応策としての機能を有する。
- 対象地域における気候変動による農業生産への影響を確認・分析する。それを踏まえ、灌漑施設の設計・施工・維持管理において考慮すべき事項を整理する。
- 気候変動適応の観点から有効な技術や運営手法を抽出し、ガイドラインに反映する。

（５）乾季・雨季サイクルを踏まえた業務工程

- 対象施設の機能や農業利用状況は乾季・雨季（およそ6月～10月頃）によって大きく異なるため、調査及びモデル実証を含む活動計画は季節を考慮して策定すること。
- 活動開始時、乾季の間にモデル地区の選定、測量などを行い、乾季の間の灌漑施設の施工状況を確認することを想定。その後雨季に降雨・貯水状況・灌漑施設の利用を確認できる工程とする。
- 季節変動を踏まえた実施計画及びモニタリング計画を策定し、調査結果の妥当性を確保する。
- 本案件は雨季が始まる前に案件を開始する想定だが、万が一案件開始スケジュールに遅れが生じる場合は限られたプロジェクト期間内で成果にたどり着くための行程を再検討する必要が生じる可能性がある。その場合、全体の計画の最適化を検討しつつ、JICAを含めて先方政府と協議を行い、方針を確認する。

（６）モデル地区の選定及びモデル実証

- 活動開始当初、セネガル中部及び南部からそれぞれモデル地区を1か所ずつ選定し、設計・施工・維持管理に係る実証活動を実施する。
- モデル地区の選定に当たっては、施設状況、受益農家の意欲、安全対策、アクセス性及び他案件との連携可能性等を総合的に考慮する。
- Provale-CV等が施設整備を行ったものの課題が生じている地区を選定することが想定され得るが、まだ施設整備は行われていないものの過去のドナー案件等で測量などが行われており、今後参加型の施設設計を検討していく段階のサイトを選定する可能性もあり得る。
- プロジェクト全体で2か所と数が限られるので、そこで実証した知見をガイドラインに盛り込む。
- 塩害防止堤及び雨水貯留堤の双方を対象とすることで、多様な条件下で適用可能な知見の創出を目指す。

（7）設計・施工・維持管理を包含した参加型灌漑管理モデルの構築

- 現地調査では維持管理のみならず設計及び施工段階に起因する問題も確認されていることから、本案件では設計・施工・維持管理を一体として取り扱う。
- 農民、DBRLA、技術者等が対話を行いながら施設整備を進める参加型アプローチを検証する。
- 日本及び他国の知見も参考にしながら、現地条件に適した参加型灌漑管理モデルを構築する。

（8）統合研修パッケージの策定

- 過去のドナー案件や政府機関が作成した研修教材・マニュアルを収集し、その内容を比較分析する。
- 維持管理のみならず施設の意義、農民組織運営、財務管理、灌漑施設を活用した栽培等を含む包括的な研修体系を検討する。
- 将来的に他案件でも活用可能な標準教材を整理し、DBRLAによる継続的な活用を支援する。

（9）ANCAR及びSODAGRIを活用した能力強化及び研修体制の構築

- 農民向け研修についてはANCAR及びSODAGRI等の既存機関の活用を前提として検討する。
- ToT方式を念頭に、プロジェクト終了後も継続可能な研修実施体制の構築を目指す。
- 各機関の人的・技術的能力及び制約要因を分析し、持続可能な普及体制を提案する。

（10）DBRLAのオーナーシップ強化

- 本案件の成果物であるGISデータベース、研修パッケージ及びガイドラインに

ついてはDBRLAが主体的に活用できるよう配慮する。

- 重要な調査、分析及び現地踏査にはDBRLA職員の参加を促し、業務を通じた能力強化を図る。
- 他ドナー案件に対してもDBRLAが主体的に知見を発信できる体制づくりを支援する。

（１１）参加型灌漑管理ガイドラインの策定及び普及戦略

- 過去案件の教訓及びモデル地区での実証結果を踏まえ、設計・施工・維持管理を包含した参加型灌漑管理ガイドラインを策定する。
- ガイドラインはDBRLAのみならず、ANCAR、SODAGRI及び他ドナー案件においても活用可能な内容とする。
- ガイドライン策定後の普及・活用戦略についても整理し、持続的な活用方法を提案する。

（１２）気候変動・生物多様性・ジェンダーへの配慮

- 気候変動適応、生物多様性保全及びジェンダー主流化の観点を横断的課題として業務全体に反映する。
- 特に女性農家の参画や意思決定への参加状況について確認し、改善策を検討する。
- 他ドナーの先行事例も参考としながら、ガイドラインや研修パッケージへの反映を行う。

（１３）JICA他案件との連携の検討

- RPR-SOC及びSHEP技プロ等、対象地域で実施中又は実施予定のJICA案件との連携可能性を検討する。
- 灌漑施設の改善のみでは持続的な維持管理に限界があることから、営農改善や農業収益向上との連携を重視する。
- モデル地区や研修活動の実施に当たっては、既存案件の成果やネットワークを活用し、相乗効果の発現を目指す。